

1. 議事日程

〔平成29年第4回安芸高田市議会12月定例会第5日目〕

平成29年12月11日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第77号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
日程第3 議案第78号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第79号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第80号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第81号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第82号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第83号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第84号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第93号 平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11番 熊高昌三 12番 宍戸邦夫

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊莊		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	大田雄司	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において11番
熊高昌三君、及び12番 宍戸邦夫君を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~
日程第2 議案第77号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
日程第3 議案第78号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予
算（第2号）
日程第4 議案第79号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）
日程第5 議案第80号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
（第2号）
日程第6 議案第81号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）
日程第7 議案第82号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第83号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補
正予算（第2号）
日程第9 議案第84号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正
予算（第1号）
日程第10 議案第85号 平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2
号）

- 先川議長 日程第2、議案第77号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、日程第10、議案第85号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの9件を一括して議題といたします。
本9件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
予算決算常任委員長 青原敏治君。

- 青原予算決算常任委員長 12月7日付で本委員会に付託のありました、議案第77号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、議案第85号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」までの9件の審査結果について報告をいたします。
付託された9議案につきまして、12月8日に委員会を開き、市長、副市

長、教育長、並び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第77号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ3億8,057万1,000円を追加し、予算の総額を歳入・歳出それぞれ221億2,228万4,000円とするもので、「市債の繰上償還に関する経費」、「J R 三江線代替交通確保対策に関する経費」、「9月に発生した災害の復旧に関する経費」、「公共施設の修繕及び道路などの修繕維持に要する経費」、「人事院勧告による職員人件費の調整」、また「平成28年度決算の剰余金」などが主なものとなっております。

審査を通じて出された、特徴的な質疑とその答弁は次のとおりです。

企画振興部の所管につきましては、委員より、「J R 三江線のイニシャルコストに引き続き、今後はランニングコストの支援を含め、どのような見通しになるのか説明を願う。」との質疑があり、執行部より、「ランニングコストの支援については、J Rからまだ具体的な提示がされていない。6市町の関係者会議などで協議し、J Rに支援内容について早急に決定をしていただくようお願いをしている。イニシャルコストについては、協議の中でJ Rで対応できるものとそうでないものなど、一定の基準を設け、最終的に提示されるものとなっている。」との答弁がありました。

市民部の所管につきましては、委員より、「人権推進事業費の報酬額などの減額は、地域おこし協力隊員の募集に応募がなかったことによる減額と説明を受けたが、応募のない原因などをどのように分析しているのか。」との質疑があり、執行部より、「地域おこし協力隊員が全国的には3倍の実績となっているが、応募の相手方が減少傾向にある。市民部では、男女共同参画の観点から女性に限定して隊員を募集したが、募集がなかったことは募集内容の魅力が伝えきれなかったと捉えている。今後において、このことを踏まえ、十分検討して事業展開をしたい。」との答弁がありました。

福祉保健部の所管につきましては、委員より、「公立保育所管理運営費による5名の雇用と放課後児童クラブ運営費による4名の雇用について、雇用形態と増員の経緯を説明を願う。」との質疑があり、執行部より、「公立保育所の賃金は、当初13名で想定していたが、現在18名で5名増となっている。保育士の募集も難しい状況にあり、本来は非常勤で対応したいところ、臨時職員で雇用した関係で賃金の補正を行った。放課後児童クラブの4名の増加については、基本1クラブ2名の指導員体制としているが、近年しっかり見なければいけない子どもがふえており、4つのクラブにおいて3名体制で対応している関係上、4名分の指導委託料を増額している。」との答弁がありました。

産業振興部の所管につきましては、委員より、「担い手育成事業費の産地パワーアップ事業補助金が事業精査により、約3,500万円減額とな

ったことについて、詳細な説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「この補助金には2つの事業があり、1つはJ A広島北部が実施するチンゲンサイのパイプハウス設置。もう1つは、トペコおぼらの精米施設一式である。当初、計画の段階で必要な施設を全て見込み申請したが、県と国との精査の段階で補助対象外のものが多数出たため、見直しにより事業費が下がったという経緯があり、それが大きな要因となっている。」との答弁がありました。

教育委員会事務局の所管につきましては、委員より、「就学援助事業費の新入学学用品費について、平成30年度より入学前にランドセルや制服等の購入のための援助をすることだが、どういう基準で人数を決めているのか。」との質疑があり、執行部より、「就学援助費の前倒し事業は、これまでランドセルや制服等の購入費用を入学後に支給していたものを入学前に支給するように変更したものである。対象者は世帯の収入によって決定するので、経済的に就学が困難な児童・生徒となっており、その基準となる児童・生徒が対象になり、現在本市全体で約14%程度対象になっている。」との答弁がありました。

次に、議案第78号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から、議案第85号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」までの8件の特別会計は、平成28年度決算の額の確定による一般会計繰入金の整理、またこれに伴う基金繰入金、あるいは積立金の整理、国庫補助金などの内示額の増減による事業費の調整、人事院勧告による職員給与などの調整などが主なものであります。

介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査におきまして、委員より、「特定入所者介護サービス費の1,500万円の減額について、これだけの減額となった要因の説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「減額の主な要因は、制度改正によって非課税年金が算定の対象となり、給付対象のハードルが上がったと想定される。低所得者のための給付金だが、非課税年金を算出することにより、軽減の段階が下がる方がおり、それに伴って給付対象額が減少したとの分析をする。」との答弁がありました。

各会計の歳入・歳出をそれぞれ慎重に審査した結果、補正額・補正内容など適正であると判断し、議案第77号から議案第85号までの9議案につきましては、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案9件に対する討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第77号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、議案第85号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの9件を一括して、起立により採決いたします。
本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 一般質問

○先川議長 日程第11、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。  
あらかじめ通告をしております大枠2項目について、質問いたします。  
まず、小学校統合に伴う諸対応について、教育長にお伺いをいたします。

来年、平成30年です。4月1日から安芸高田市内の小学校の新たな統合が始まります。この統合に当たっては、統合準備委員会の皆さん方、教育委員会はもちろんでありますが、多くの関係者の皆さんの御協力、努力、いろいろ大変だったというふうに思っています。心から感謝と敬意を表したいと思えます。

統合に伴う通学路の指定と安全指導を含む対策はどのように考えておられますか。お伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 おはようございます。

ただいまの「小学校統合に伴う通学路の指定と安全指導について」の御質問にお答えをいたします。

御承知いただいておりますように、平成30年4月八千代地区及び甲田地区の学校統合により、八千代小学校・甲田小学校が新しい学校としてスタートいたします。

八千代地区におきましては、閉校となる刈田小学校の児童全員がスクールバスでの登校を予定をしています。また、甲田地区の小田小学校も

同様にスクールバスでの登校を予定をしております。

スクールバスの乗車基準は、自宅から学校までの距離が3キロメートル以上としていることから、小田小学校につきましては、ほとんどの児童が徒歩での登校になります。

このことから、小田小学校では、保護者や学校関係者が夏休みを中心に、実際に通学路となる経路を歩いていただき、危険箇所の洗い出しを行っていただいておりますので、現在、警察や道路管理者など関係機関と連携し、必要な整備に取り組んでいるところでございます。

また、スクールバスを利用して登校する児童に対しては、開校までに実際にスクールバスに乗車し、試験運行を行う中で安全指導を行う計画としております。

いずれにしましても、新しい学校のスタートの際には、これまで御協力いただいております交通安全推進隊や地域の皆さんによる見守り活動など、学校関係者と連携のもと、子どもたちが安全に、また安心して登校できる環境整備を進めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9月議会のときに、通学路の安全点検の状況について報告をいただきました。この中いろいろ見てみますと、それぞれの学校、これは全地域、学校全部の地域の通学路に関するものでありますが、いろいろと努力をしておられるというふうに思います。で、保護者の中、そしてまた地域の皆さんからですね、新たな学校統合ということで、全く反対方向へ通学していくというふうな地域もあります。そういうところで、歩道といえますか、道路で、通学路で100%安全というところはないというふうに思いますし、行政、また道路行政に関しても、100%が安全なところとは、ということになるのは、なかなか難しいと。ほとんどできないというふうに思うわけです。

よってですね、やっぱりそこを通う児童、もちろん保護者を含めてですけれども、安全指導というのはですね、徹底していく必要があるというふうに思います。

保護者、大人から見ると、ここはこういうふうにいけばいいとかいうのは、大体想像つきますが、小学校低学年児童が初めて通う道にあっては、どういうところがどういうことで危険だということはなかなか把握するのに、また認識するには子どもとして小さいので難しいというふうにも思いますので、特に学校通学に当たっては、道路を行政のしっかりとした確立するということはもちろんでありますが、そうした個人に対する指導というものをやっぱり徹底していく必要があるというふうに思います。

先ほど、保護者の皆さんがあそこの通学路を一緒に歩いて、いろいろ体験いいですか、安全確認をしたというふうに答弁がありました。児

童に対する安全指導というのを継続していくというのが、特に私は大事だというふうに思います。それとあわせて、そこを通う児童の近所の地域の皆さんの協力も最も大事なことだろうと、こういうふうに思います。

先ほど、教育長も見守り対策といいますか、見守りしてくださる人にも感謝をしながらこれから進めていくわけですが、そうした児童に対する指導を具体的にどのように徹底していくかということをお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 宍戸議員の質問にお答えをいたします。

お答えいたします前に、1点訂正をお願いいたします。

先ほどの御質問の答弁で、スクールバスの乗車基準のところ、2度ほど小田小学校と発言をいたしましたようでございますが、正式には小田東小学校でございますので、おわびして訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

ただいまの児童に対する安全指導の徹底、継続ということについての御質問でございますが、学校は現在も年間の安全指導計画に基づきまして、警察署をはじめ、関係者に学校へ来ていただいている安全教室等を現在実施をしております。あわせて、年度初めには、学校統合あるなしにかかわらず、特に新入生を中心に、議員御指摘の通学路を職員と一緒に歩いて下校したりとか、あるいは自転車通学をしております学校については、実際に学校へ自転車を持ってきて、それで自転車の正しい乗り方等について現在指導をしておりますので、このあたりをまずは徹底をさせたいと思います。あわせて、現在も大変お世話になっておりますが、先ほど申しましたように、交通安全推進隊でありますとか、あるいは地域の方の見守り隊、このあたりにもしっかりと引き続いてお願いをし、いずれにしましても児童の安全な登下校について、最大限の配慮をしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお伺いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 地域をあげて、安全対策というのは特にしばらくは大事だと思います。今までの通学路と変わっておりますので、そういう点については児童とあわせて地域の皆さんの御協力を得るということも大切だというふうに思います。

次の質問に移ります。

統合までの各小学校児童への心構えや授業の進みぐあいの違いなど、指導はどのようにされているのでしょうか。お伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の質問にお答えをいたします。



小学校統合前の児童への事前指導や授業の進捗状況の違いなどについての対策でございますが、本市におきましては、これも御承知いただいておりますように、現在中学校区ごとの小中連携・小小連携教育を推進し、9年間を見通した義務教育段階における一貫性のある指導に努めているところでございます。また、統合準備委員会が組織されて以降は、委員会の教育振興部会と連携し、関係の小学校は学校経営方針や教育目標などを可能な限り統一し、さらに一貫性のある指導を進めているところでございます。

また、事業の進捗につきましても、各学校が連携し、違いが生じないよう連携をしているところでございます。特に複式学級につきましては、県の加配制度を利用して複式解消を図り、統合前年度である今年度は、該当の小学校全てにおいて単学年での指導により、教科の進度を調整しているところでございます。

御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 統合に当たって、保護者の皆さんから、皆さんというか、方からですね、うちの子はちょっと勉強がおくれとると。で、新しい学校で本当についていけるんだろうかと。こういうふうな心配の声も、これはほとんどの保護者の皆さんそうだろうと思いますが、特に学校でのそれぞれの例えば八千代では2つの小学校、甲田では3つの小学校が統合いたします。

これまでの指導方針というのはほとんど違いはないと思いますが、教科の進みぐあいによっては、しばらく、統合してしばらくは、いろいろ生徒の習った状況というのは違うというふうに思うんですね。そこらを、この限られた期間ではありますが、3月いっぱいまでにしっかり各小学校同士、教職員同士の連携をしっかりと、そこらの調整というのが大事なかな、こういうふうに思います。

そういう教職員さんの皆さんの連携というのは、どういうふうな状況になっておるのか、お伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

統合にかかわりまして、学習のおくれ、進捗状況等についての不安軽減に係っての御質問でございますが、先ほども申しましたように、現在中学校区ごとに、研究会を、それぞれ組織をしております。年間を通じて、合同によります授業研究、あるいは合同行事等を実施しております。

実はきょうも特別支援学級というのがそれぞれの学級へ配置をされておりますが、その特別支援学級へ所属する子どもたちの町内集まっての交流会を実施してくれることになっております。あわせて、とりわけ関心事であります授業ということにつきましては、これまた年間計画に基

づきまして、例えば国語科でありますとか、算数科でありますとか、定期的に町内の小学校、あるいは小中合同で集まりまして、進度の調整も含めてでございますが、子どもたちによりわかる授業について研究あるいは連携をしておりますので、引き続いて児童・保護者の皆さん方の不安解消にさまざまな機会を捉えまして、御安心をいただけるような取り組みを今後学校長のほうへ指示をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 心配すれば切りはないということではあります、しかし子どもの学力向上ということが、やっぱり統合の目標の一つでもあろうと思いますので、そういう点について統合までの対応というのは、やっぱり児童にとっても大変不安だろうと思いますので、一つその点しっかり御努力をいただきたいと思います。

次に移ります。

統合後、保護者の不安もある中で、児童数もふえ、初めて会う子どもたちへの教育指導の教育体制はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

児童数がふえることによる児童や保護者の不安に対する対応でございます。

先ほど申しましたように、本市では従来から中学校区における小中または小小連携を推進しております。その中で修学旅行や宿泊体験学習を初めとし、年間を通じて児童の交流活動を計画的に実施しており、児童間の交流づくりや関係づくりに取り組んでいるところでございます。

児童数の増加に対する指導体制につきましては、県の統合後1年間の教員の加配措置、統合2年目から5年目までの非常勤講師の配置措置、また市長の政策であります本市の学習補助員制度も活用しながら、統合校の体制を万全な形で支援をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 児童の指導がえとといいますか、環境整備というのは、といいますか、当然不安もあるんですけども、知らない人と一緒に今度勉強していくわけですけども、そういったところでいろいろとあってはならないことではあります、いじめがある可能性もあるし、また子どもによっては萎縮してしまう。むしろ逆に伸び伸びと学校生活を送ると。さまざまな児童がいると思います。

そういった児童に対して、私は当分の間、先ほど教育長のほうで特に

県教委のほうでの対応ということで学校の先生方の人数配分、そういう配置ですか。そういうことが考えられているというふうに思うんですけども、その学校の先生も近ごろ相当大変な作業といいますか、指導がいろいろあるというふうに聞いております。そのことによって、先生方も大変お疲れのようですよ。そういうことから考えても、この教職員に対する指導をしていただくための、それを支援するといいますか、精神的な配慮とか、いろんなことがしばらく私は大事なんだろうと思います。どうしても子どもの成長、学力が向上するということになりますと、やっぱり指導力がどれほど発揮されるかということにもかかってくると思いますので、私は当分の間、1年になるんか2年になるんかはつきりわかりませんが、どのぐらいの学校に対する教職に対する配慮があるというのは後でお伺いいたしますが、そういった体制をしっかりと教育行政としてどう考えておられるか、そういうことも教育長にお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

教育環境の整備になろうかと思いますが、いわゆるソフト面、ハード面で考えましたときに、ソフト面では現在も校長会等を通じて指導、あるいは協議をしておるところでございますが、やはり組織的な運営ができる職員数を構築してもらいたい。1人の力というのは限界がありますが、それを全職員の協力体制の下で解決できることもありますので、ぜひ組織で動けるような、そういう職員数をつくってもらいたいということをごさまたな機会を通じてお願いをしておるところでございます。

一方、ハード面といいますか、方法論というよりもシステムということに関係してこようと思いますが、学校の教職員の過重労働といいますか、長時間勤務については、これは全国的な大きな課題ということで、国もやっと本腰を入れたさまざまな取り組みを始めようとしておるところでございます。

本市におきましては、以前からこれも市長のほうから指示を受けておることでございますが、統合等と関連づけながら、一つは小中一貫型の学校、そこへコミュニティスクール等を持ち込めないかというようなことを今研究をしておるところでございます。このあたりを通して、統合するということが一つ教職員がふえるということでございますので、1校における教職員の数がふえることによって、さまざまな課題に個人ではなく組織として対応できる。そのことを通して精神的な負担軽減でありますとか、あるいは仕事の軽減につながるよう、何とか一緒になって努力をし、子どもたちの教育に当たっていければというふうに考えておるところでございます。よろしくお伺いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 教職員の皆さんの過重労働ということは申し上げにくいんですけども、そういった体制が来年4月からできてくるというふうに私は思います。今までは、子どもがその学校で1年が2年になり、2年が3年になり、教職員がその連携が十分とれますけれど、他の学校の児童・生徒の性格的な問題とかいろいろな個性があります。そういうのはしばらく理解が難しいと思いますよね。そういうことを考えたときに、先生は相当の神経をとがらした対応がされるんだろうと思うんですね。そういうことを考えたときに、やっぱり教職員の皆さんのどういいますか、支援体制というのがしっかりできておることが、ひいては子どもの学力とか子どもの成長に大きくかかわる問題ですから、やっぱりそういうところを統合するのに当たって、そこらも意義がある体制づくりというのをやっぱり私は安芸高田市の教育方針の中でしっかり取り入れる必要があると思います。

学校の先生方も授業ももちろんですけども、当然子どもの安全ということが掲げられているんですけども、学校登下校に先生が立っておられる日がありますよね。そういうこと一つとっても、なかなかこれ大変なんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。そういうところを後で述べますが、地域の教育力といえますか、地域の支援といえますか、地域としての教育ということもこれから安芸高田市総力を挙げて取り組むというのも大事だろうと思います。この点については後また質問させていただきませんが、そういった教職員に対する支援体制をさらに充実、強化をしていく、これは当面4月1日から統合してあらかじめ決まった人数、教職員数で対応されると思いますが、それをしっかり把握をして、やっぱり将来につながる安芸高田市の教育というものを構築していく、そういうことについて教育長のお考えをお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの教職員の負担軽減といえますか、それにかかわる御質問でございますが、先ほど申しましたように、いずれにしても学校に限らず、どんな職種職場であっても、やはりそこで働く者が疲れ切って働いておるということでは、なかなか成果が上がらないと思います。これは学校におきましても、やはり子どもたちの前に立つ教職員が笑顔でゆとりをもって子どもへかかわれるということが教育効果を上げることだろうと思っておりますのでございます。

現在、学校のほうは入校退校記録というのをとるようにしておりますが、月80時間を超えた教職員については、必ず校長が面談をし、適切なアドバイス、支援をするように指導しておりますのでございます。ただ、それはその80時間を超える教職員の問題ということよりも、それだけ仕事量がふえてきておるといってございまして、そのあたりにつきましては、必要なことはまた県教委のほうへお願いをしたり、あるいは先ほど申しました本市の場合は学習補助員という制度を立ち上げていた

だいておりますので、その補助員制度を利用しまして、適切な配置をし、少しでも教職員の負担軽減につながるような形に持っていければというふうに思っております。

大きくは先ほども申しました方法論だけではなかなかもうカバーできない状況というのもございますので、システムのなところを安芸高田市の実情に応じて、少し大きく改革する必要もあろうかなというところに来ていると思いますので、そのあたりも早急に研究し検討してまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 保護者の皆さんもその点についてちょっと心配しておられる方もいらっしゃるわけですね。今、学校教育、安芸高田市の場合は、よその学校は教育環境はわかりませんが、安芸高田市は先ほど教育長がおっしゃったように、学習指導補助員とかいろんな制度を積極的に設けられて、ある程度、教育環境というのは整理されつつあるというふうに思います。その点については大きな評価できると思います。

今いろいろ学校教育の中にあっては、新たな学力といいますか、学力を高める手法といいますか、タブレット端末を利用した学習とか、なかなか先生にとってもこれだけでも大変だろうとこういうふうに思います。ですが、保護者の皆さんはできるだけ子どもの成長といいますか、学力を高めるための努力はしてほしいというふうな願いはあるわけですが、反面学校の先生に対するやっぱり配慮も要するという保護者の皆さんもいらっしゃいますので、そういうところを保護者と連携しながら、この統合後の当分の間になるかわかりませんが、しっかり児童も教職員もそれぞれの状況がよく回るような方向で、教育委員会としても対応をしていただきたい、こういうふうに思います。

次の質問に移ります。

学校統合に当たって、教育の基本、指導方針など、保護者・地域・学校の意思統一が必要ではないか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

統合に当たっての教育方針等の保護者・地域・学校の意思統一の必要性についての御質問でございます。

学校における教育方針・指導方針の決定は、原則校長の権限になっておりますが、先ほど申しましたように関係の小学校は既に学校経営方針や教育目標は可能な限り統一しており、合わせて各学校が連携して平成30年度に向けての方針案も作成しているところでございます。統合前の小学校の方針等も踏まえたものとなることから、児童・保護者・教職員が4月から違和感なくスムーズに学校になじむことができるものと考えております。

しかしながら、統合小学校をより魅力ある学校として創造するためには、保護者・地域との意見交換も必要です。今後も統合準備委員会やPTAなどから御意見を拝聴しながら方針案等を作成し、4月の早い段階で関係者に説明できるよう準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宋戸邦夫君。

○宋戸議員 安芸高田市の場合、教育環境というのは私はある程度進んでいるというふうに考えています。29年度の学力の向上推進についてというのをことしの5月26日付で説明を受けました。学習補助員制度もあり、それから地域未来塾の創設、設立、そういうことから総合的に学力を高めるための教育行政がなされている、いうふうに思っています。もちろん、これについては行政がしっかりフォローしていただいていると、こういうふうに思うわけですが、またそれに合わせて、学力もこの報告で見ますと28年度と29年度の学力調査を見ると、ぐっと伸びるというふうにこれは統一テストですかね。そういうもので調査をされておられますが、そういう学力が安芸高田市の場合は伸びているという状況にあると。これもいろいろこれまでの御努力の成果だろうと、こういうふうに思います。これはこれとして大事なことで、子どもの将来を保障するという意味からも大切な教育行政でございます。

それとあわせて私がここで申し上げたいのは、教育の基本ということをここへ書いておるんですけど、これは教育基本法というのが、教育に関する憲法といってもいいと思いますが、それらの中を見ても、やっぱり基本原則というのがあるんですね。これを私なりにちょっと整理してみますと、まず子供が病気とか災害とかけがとか、そういうものから生命を守る、命を守るための知識。2つ目が毎日の生活を営むための知識。3つ目がなかなか少し誤解があっちゃいけないんですけども、結婚をして子孫を残して、そして社会に参加をして、社会を継続させるための知識。そういうものをやっぱり学ばせるといいますか、そういうものを知識を得ていくための指導といえますか。そういうのがあるというふうに思っています。

そのためには、もちろん学校はもちろんなんですけど、やっぱりこれに書いてあるのは、家庭の教育というのがまず第一前提で書いてあるわけですね。それと同時に地域の教育力、そういうものも高める。もちろん学校は学校としての子どもの学力指導といえますか、そういったような家庭と地域とそれから学校と行政はもちろんなんですけど、しっかりと連携をとった取り組みが必要だということに、ここにも書いてあります。そういうのをやっぱり基本原則として、自分の命を守ったり、毎日の生活を営むための知識とか、これは当然のことなんですけど、社会参加して社会を継続させる、これは当たり前のことなんです。そ

ういう基本なことをしっかり再認識、再確認した上で子どもの学力を高めるといふ教科学力を高めるといふものが私は基本になってくるといふふうに思います。

そういうところをこの学校統合に当たって、やっぱり家庭も地域も学校もしっかり再認識していく体制づくりといいますかね。そういうものを改めてこのめったにないと思いますよ。統合するということは。それを、そういった時期に特にお互いが理解をして、子どもの将来を保障すると、こういう今大事な時期だろうと、こういうふうに思います。

指導方針などは今、先ほどあらかじめ決まるといふふうにおっしゃっていますが、29年度、毎年ですけれども、教育要覧を毎年発行されておりますし、その中には各小学校ごとの取り組む方針がきちっと載っておりますよね。そういうことで今度新たな学校基本方針ができると、こういうふうに思います。私が特に申し上げたいのは、この統合を契機に、地域、家庭がまあ最初なんですけど、そういったところを総力を挙げて、安芸高田市の教育行政は総力を挙げて取り組むと、こういう姿勢をどうして構築していくかというのが大事だろうと思います。そこらの点についての教育長さんの考えをお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

いわゆる教育の一丁目一番地といいますか、基礎、基本についての御指摘だろうといふふうに思います。

御承知いただいておりますように、国は平成32年度から新しい学習指導要領に基づいた教育内容を展開をすることになっております。それに先駆けまして広島県は、来年度からこれは県立高等学校も含めまして、学びの変革アクションプランという呼び方をしておりますが、いわゆる授業改革といいますか、授業改善に取り組むこととしております。現在、このことの事前の学習会等を開いておりますが、やはり教科の学習ということになりますと、ややもすると、教科の特性の学力だけを意識しやすいんですが、今回の改訂では、国レベルにおきましても教科の学習を通して人を育てる、人間を育てるということをある意味初めて明記をしたといいますか、そういうふうな内容になっております。

私はこのことにも大賛成でございます。学校の中で、子どもたちが一番長く時間を費やすのは、授業でございますので、授業を通して、それぞれの教科の特性の学力を高めるといふことと同時に、もう一つは人を育てる、ということ意識をしまいたいといふふうに考えております。

その中で、じゃあ何が大きく変わるんかということでございますが、学びの変革の中で、やっぱり言われておりますのが、今学校で学んでいる子どもたちが将来成人をして大人になって自立していく時代は、今ある仕事の半分ぐらいはもういわゆるAI、人工知能に取ってかわられる、

そういう時代ではないかと。逆に子どもたちは、今社会に存在しない仕事について自分の人生を切り開いていかなければいけない。そういう時代になってくる。そのときに、世界がつながって、一人一人の人間にとって何が一番大切になってくるかという、コミュニケーション能力ということが指摘をされております。

したがって、これまでの授業のイメージというのは、授業者が子どもたちに質問をして、わかった人というような形の中で、はいはいという挙手をし、それに答えていくというような授業をイメージしがちですが、今後におきましては、主体的で対話的、能動的という言い方をしますが、子どもたち同士が一つの課題に対して、いろいろ意見交換をしながら解決をしていく。そういうふうな授業に変わっていかなければいけませんし、未来を生きる子どもたちには、そういう子どもたちみずからの主体的な学びを通して、コミュニケーション能力を高めていくということが必要になると思いますので、そのあたりもひとつ努力をしながら、安芸高田市に徹底をしていきたいなというふうに思っています。

最後でございますが、さまざまな機会にお話をさせていただいておくことでございますが、やはり議員御指摘の地域・家庭・学校の連携ということになりましたら、まず私はそれぞれの守備範囲を明確にするということだろうと思います。最近随分保護者・地域の協力によりまして、学校本来の仕事に集中できる環境は整ってきつつあると思いますが、まだ若干地域に残る伝統芸能等につきましても、学校で対応している、そういう部分が若干見られます。このあたりも今回の統合を機に、家庭にお願いすること、地域にお願いすること、学校が担うこと、というそれぞれの3者の守備範囲を明確にするということを通して、今回の学校統合による安芸高田市の義務教育の成果というものを何とか上げていきたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 子どもの教育の進め方といいますかね、小学校を学校訪問させていただく機会がありますが、昔とは違って、我々が先生がおられて、こっちはずらっと生徒がおって、じゃあなくて、それぞれ机を一緒にして、グループでお互いにこうじゃないんか、ああじゃないんか、話し合いながら授業をしておりました。で、変わったなあというふうな感覚を持っております。そのことで、子どもが生き生きとして授業に参加しているという、聞くばかりじゃなくて、自分が話し合いながら、友達と話し合いながら勉強していくという、どういう教育かわかりませんが、そういうふうな取り組みがされているのは今安芸高田市もこの間、この間いいますか、この2、3年ですかね、そういうものを見させていただいております。

それはそれで大事なんですけど、私が申し上げたいのは、やっぱり教



育の基本というのは私はいつまでたっても変わらないというふうに思うんですね。やっぱり自分自身の命を守るとか、やっぱり社会生活に積極的に参加するというのが最終的には基本になると思います。教科学力は高くするというのももちろん大事なんです。それは今言うような命を守ったり、全てにつながることでですから、同時進行だと思います。

私は家庭教育のことを申し上げたんですけど、地域も今まで外へ出れば、地域へ出れば、子どもが何人かおったわけですが、今全くいませんよ。で、児童クラブとか、施設で一緒に生活してる。地域には子どもは見られないという環境の中で、やっぱり地域の教育力というのは低下する方向にあるというふうに思いますので、この学校統合を機に、ますます統合しますと、地域の人には地元で学校がなくなるということで、学校に対するいいですか、教育に対する関心度も薄れる可能性があるんじゃないかと、ちょっと心配をしているんですけど、そういったところを3者が一体となった安芸高田市の学校教育というのを積極的に推進していくということを期待しております。

以上で、小学校統合に伴う諸対応については終わります。

続いて、農業者年金への加入促進について、市長にお伺いいたします。

年金は老後の備え、家族一人一人の準備が必要です。国民年金だけでは老後の生活費は賅えないのが現状であります。農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金であります。

そこで、加入促進の取り組みと、加入状況の実態を市長にお伺いいたします。

○先川議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの「農業者年金の加入促進の取り組みと加入状況について」の御質問にお答えいたします。

現在、被保険者は21名、そのうち保険料を納付している方は11名、さらにそのうち国の政策支援を受けておられる方は3名おられます。農業者年金に加入可能な方で、まだ加入されていない方が約20名おられます。地域の農業委員に声をかけていただいたり、パンフレットを送付したりして、加入促進を図っていきたくております。また、広くは広報紙などのPRを行っていきたくております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 　以上で、答弁を終わります。

12番 　宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　この質問は、実は平成25年9月の議会のときに質問させていただきました。そのときに答弁があったのは、やっぱりこの農業者年金というのは条件がありますが、国の政策的な支援があるという年金制度でございます。このときには、やっぱり3名対象者がいらっしやると。現在聞いても3名なんですけれども、そこでどのような取り組みをされたのかなという、ちょっと不安もあったんですけど、いろいろ農業者年金につい

ては、農業委員会だより、ここらにも再々掲載をされていらっしやいます。この間、農協でこの年金の取り組み状況を聞いたんですけど、今ほとんどしてないと。取り組みをしてないような状況にあるようです。私が申し上げるのが、このやっぱり農業者年金という制度が国の制度でしっかりしたものがありますし、相当有利な年金制度だと思いますので、ここらもこれから特に積極的な取り組みがされたほうがいいかなという思いでございます。

そういうところからまた次の質問をいたします。

安芸高田市において、若者就農者も定着しつつある中、その将来の保障とあわせて地域の安定した農業維持・振興につながるもので、行政としても加入促進をより積極的に取り組んではどうかと思います。国の政策支援もある年金制度です。加入促進と就農者の確保、育成支援、若者定住対策として市独自の保険料（掛金）の補助制度はできないか、お伺いいたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「保険料（掛金）の補助制度について」の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、農業者以外の国民年金第1号被保険者、いわゆるサラリーマン以外の自営農業者が、上乘せ部分の公的年金を受けようとした場合、国民年金基金に加入するしかないのが現状であります。

農業者のみへの市単独の保険料の支援は、国民年金制度とほかとの保険制度との兼ね合いもございまして、非常に難しい課題もございまして。自営業者等への国民年金基金保険料の支援は、財政的にも大変難しいところもございまして。若い就農者の支援も大切ではありますが、農業施策を充実させることにより、農業者独自で可能な基金へ加入されることが大事であると考えております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 　　答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　　商店の方々の加入できる国民年金制度の中で、先ほど市長の答弁がありました。国民年金基金という制度があるわけですね。これは農業をしておいても、誰でも入れるということであるんですけども、私は農業と、安芸高田市の場合は人がつながる田園都市を目指した行政を推進している中で、やっぱり農業というのは国民の食糧を生産することからして、公的な役割が強いような気がするわけです。これは国と国の政策もそういうふうになっておると思うんですけども、やっぱり農業というのは、国土保全とか、いろいろ水源涵養とか、景観を守るとか、いろいろな役割がありますよね。私は極端な話になるかも知れませんが、農業従事者というのは、公務員に近い仕事をしているんじゃないかというふうには思うんです。あらゆることにかかわった仕事をしているような

気がするわけです。

そういうことからして、私はこの農業従事者に対するある程度、行政的に支援する。安芸高田市だからあるという支援策があってもいいんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。極端な例かも知れませんが、しかしなかなか行政全体から見ると難しいかも知れませんが、国が政策支援として認めておる政策ですから、そういったものもあってもいいかなと思います。

で、今ですね。今度通勤農業の時代にもなってくるんじゃないかと思うんです。広島、三次のほうから、よその町から安芸高田市へ通勤してくる。そういう人もいらっしゃると思うんですけれども、安芸高田市へ住んで農業すれば、やっぱりこういうメリットもあるよということも大事なんじゃないかと思います。確かに、今農業するに当たっては、いろんな農業補助制度があります。ハウスを建てると30%補助があるとか、いろんな制度があるんですけど。今、スーパーL資金に対する利子補給制度もありますよね。それというような感じで、私はこの安芸高田市に在住して、農業にかかわっておられる人で、農業者年金に加入する人については、ある程度の幾らかの、例えば5年でも3年でも起爆剤のような形で、この将来の自分の老後を支える大事な年金だということを認識していただくためにも、そういった対策もあってもいいかなと思います。

ひろほく農考会の若い人にちょっと聞いたんですよ。そうするとどうもメリットが薄いようなことを聞きました。私はそうじゃないと思うんです。ほかにない年金制度ですから、大事なんだと思いますが、そこらの点、市長どうお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大変貴重な御提言ありがとうございます。

私もどっちかいうたら、議員さんのような同じ俯瞰を持ってるんですけど、ただ行政は農業だけではないかんというところに大きなハードルがちょっとあるんで、今の考え方はやっぱり農業支援、就農支援とか、農業が経営できるようなどに援助していくほうがええんじゃないかというのが今の結論でございますけど、お金を補助とする年金上げるということも一つの手法でございますので、まあ、よその例を見ながらこれからの課題にしてもらいたいと。

現在のところ、農業支援というのがしっかりやってやらにゃいけん。今度ひろほく農考会の人と話をしますけど、その辺を非常に望んでおりますので、経営ができるように、できたものをまた販売できる仕組みつくってあげるとか、こっちにちょっと力入れてみようかと思ってます。議員おっしゃるように年金もでございますけど、ほかな市民の方々の国民年金との絡みもあったり、せっかくの国の制度でございますけど、ここは慎重にやっていきたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思えます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 いろいろ課題はあると思いますが、私は将来の老後の保障ということについて、若いときにはあんまり感じないんですけど、年とったときに感じておられる人がおられますので、そういう制度ができれば、よりどういいますか、充実した老後が保障できるという行政として大切なんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○先川議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1番 新田和明君。

○新田議員 皆さんおはようございます。

1番、新田和明。通告に基づき、一般質問させていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

市民生活向上、また全力に取り組んでくださっている浜田市長を初め、執行部の皆様にまずは感謝申し上げます。市長の29年度施政方針の中に、人口減対策については財源を集中し取り組んでいかなければならないと、また市を存続させるための対策として重点的に取り組むともあります。人口増に向けての強い市長のお言葉と受けとめさせていただいております。

昨年11月からことしの11月1日までの人口は、490名減であります。そのうち、外国人の方が615名から627名、プラスの12名ふえております。これは注目すべき点じゃないかなと感じております。

あるとき、市民の方からの地域課題や改善要望を担当課に相談したときのことにつれさせていただきます。担当してくれた若い職員との話の中で、安芸高田市は大丈夫ですよ。つぶれたりすることはないですよ。大きなインフラ整備計画、要望等で支出が多く、予算が少ない現状。市民生活向上の要望にお応えしたいのはやまやまですが、予算が少ないことでの厳しさを話してくれました。税込減の中にあって、厳しい現状を少しでも克服するため、財源を研究し、さまざまな見直しが必要だと痛感しております。

一人はみんなのために、みんなは一人のためにと、先輩議員の言葉がありますが、まさにこのとおりだと私も思います。今できることをみんな考え、心をついにし、具現化し、実行することが必要と考えます。安芸高田市をさらに発展させるため、喫緊の課題の人口減少対策を本気

で行うため、財源の一つとして、6月の一般質問の中で触れさせていただきました、税外収入についての見直しが必要かと考えます。税外収入とは主には公共の建物の使用料、また住民票などの発行手数料になりますが、平看板、広告塔、掲示板、立て看板のほか、電柱広告版、また電車、乗合自動車、宣伝カーの表示広告とも、また、幕、気球の広告及び、張り紙広告も対象となります。

大枠1 (1) のところの質問に入ります。

安芸高田市手数料条例の第2条の中に、市は別表に掲げる事務を行うことを申請する者から、同表に定める手数料を徴収するとありますが、屋外広告物等表示で設置許可申請対象となる件数は何件くらいあるのかお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘の別表の付表には、屋外広告物等表示、設置許可申請手数料が明記をされております。この屋外広告物の設置許可申請事務につきましては、国の屋外広告物法と広島県条例に基づき、事務を進めております。平成20年4月から広島県からの事務移譲により、市が事務を行い、手数料を徴収しているところであります。

屋外広告物の許可申請が必要な要件といたしましては、店舗等の敷地内におきましては、広告物の合計が10平方メートルを超える場合に、また敷地外におきましては、その大きさに関係なく必要となります。広島県から引き継ぎを受けた時点での企業数は、57社でありましたが、企業数が確定している平成28年度実績におきましては、61社となっております。

これが現在の実績であります。またそれに伴う許可件数といたしましては、99件となっておりますので、御理解をしてください。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

1番 新田和明君。

○新田議員 市長から先ほど答弁いただきましたが、安芸高田市は法人、また団体含め株式会社、有限会社、または個人事業主様、また各種事業所含めて約700社あると聞いております。そのうち、手数料支払いで先ほど市長がおっしゃったとおりで、61件の99件数が現在あると。合計にして72万1,870円が平成28年の収入額で聞いております。

全ての会社、団体が対象ではありませんが、申請に導くお支払いの手数料申請に導く方法として、周知徹底を粘り強く継続的に行うことが必要と考えます。また、新たな支払い対象に対し、私はインセンティブ制にして初回のみ支払って、手数料の金額に応じて安芸高田市が産物を送ったらどうでしょうか。またそのことによって、本市の魅力、取り組みの発信源になるのではと考えます。

また、徴収した手数料を目的税として徹底的に、例えば子育て支援、

また街路樹、景観整備、または先ほど議員からもありましたけど、宍戸議員からもありましたが、横断歩道、子どもたちの本当に守っていく、そういった設備とか、市民に使用用途を明確にするなど、意識の啓発をしたらいかがでしょうか。

支払いは申告制のため、御理解いただくことのハードルの高さは理解はしておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、小さい(2)に入ります。

屋外広告物手数料支払いを今後本市としてどのような取り組みをされるか、お考えをお伺ひいたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの御質問にお答えいたします。

現在行っております屋外広告物に関する取り組みといたしましては、ホームページや広報等により周知啓発を行っているところであります。しかしながら、設置企業の多くは、市外の企業であることから、より広く企業の皆様方に周知をする必要があると考えております。

今後とも、適正に屋外広告物の設置がなされるよう努めてまいりたいと思ひます。

先ほど御提言いただきました件につきましても、今後盛り込んで、すばらしい効果ある徴収に当たっていきたくと思ひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○先川議長 　　以上で、答弁を終わります。

1番 新田和明君。

○新田議員 　　いろんな形で取り組むという形でのお言葉だったと理解はしておりますが、本市として、目標、何のためにという目的を明確にさせていただいて、一日も早い掌握をしていただき、努力されることを要望しておきます。

また、お支払い対象の企業様、またいろんな法人、事業主様、またいろんなところが不公平がないようにと、知らない方への広報活動として先ほど広報、またホームページと、いう方でおっしゃってますが、いろんな形でとにかく市民の方に知っていただく、企業の方に知っていただくと、そういう方向もどんどん取り入れていただきたいことを要望して、1の質問を終わります。

続きまして大枠2なんですが、御当地ナンバーについて、平成29年度施策・施政方針にもある安芸高田市は甲立古墳、毛利元就、神楽、はやし田等歴史文化、資源に恵まれた可能性に満ちた魅力的な町、しかしまだ十分に市外の皆様にそれを伝えきれていないのではないかとこの市長のお言葉がありました。

去る12月2日に行われたふるさと応援の会、4地区交流会の席で、ある東京在住の方から安芸高田市は本当にいいところだ、本気になって市内、市外への広報、情報を発信してほしいとおっしゃってございました。市民

が誇りを感じ、元気と活力を得られる本市の魅力、神楽、毛利元就、またサンフレッチェ、また御当地キャラクターのたかたんなど使って原動機付自転車・農耕用作業車等、軽自動車税標識交付申請に御当地ナンバーをお勧めしますが、お考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在交付しております原動機付自転車等のナンバープレートは、総務省の通達による標準デザインとなっております。しかし、他市町におきましては、観光振興等を目的として、原動機付自転車等のナンバープレートに独自のデザインを導入したり、枚数制限で作成した自治体もあるようでございます。県内でも広島市などの事例があり、広島市ではカープとサンフレッチェをあしらったナンバープレートを、スポーツ振興を目的につくり、寄附を2,000円以上された方に交付していると聞いております。

現在、当市において具体的に作成する計画はございませんが、周辺市町の状況等調査しながら検討していきたいと考えます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

1番 新田和明君。

○新田議員 前向きな検討ということで理解をするんですけども、対象者の内訳ということで、調べてびっくりした状態であります。原動機付自転車は何と1,114台、90cc以下バイクが117台、125cc以下178台、ミニカー41台、何と農耕用作業車、これは例えばコンバインとか、トラクターと言われる部分なんですけど、4,048台ということで、4,539台と合計なりですけども、安芸高田市オリジナルデザインとして広く市民に公募したらまたいかがでしょうか。今後検討するという課題ではあったんですけども。

ちなみに私は市民の方から神楽の鬼の面みたいな顔がいいよということで伺っております。また近隣市町は、先ほど市長がおっしゃったとおりで、カープのデザインとか、さまざまな地域のキャラクターとか、いろんな形で今実際取り組みをされていらっしゃると思います。近隣の三次市、庄原市については、巴橋とか、あと上野公園とかですね、地域をモデルにしたそういったナンバープレートもございます。福山市も先ほどおっしゃったとおりで10月からカープとコラボという形になっておるみたいでございませう。また東広島市、府中市、廿日市市、大崎上島、呉市は既に取り組みという形になっております。

市の名前の下にアルファベットと数字を実は記載に新ナンバーになるようになつとりまして、本市はサンフレッチェ広島のマザータウンでもありますし、サンフレッチェコラボのプレートを作成し、アルファベットJで数字の1を入れて、安芸高田市J1をどうか最初の発行分を記念としてサンフレッチェ広島の青山主将に本市からの必勝祈願のプレゼント

で市長どうでしょうか。きっと市内市外と話題となって、必ず本市へ来てくださる方もふえると私は確信しております。市長に伺います。いかがでしょうか。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。きょう今ただいまちょっと御提案受けたんで、これを市の職員とも協議しながら、たくさんお宝がございますんで、毛利元就、甲立古墳もあると、サンフレッチェもレオリックもおると。神楽もあるということなんで、どれがどうかいうことはまたこれ検討していきたいと思えますけど、趣旨の目的はよくわかりますんで、前向きに検討していきたいとかように思います。

できれば、市民の方とか子どもたちですね、御意見を聞きながらやっていきたいと思えますんで、御期待をしてもらいたいと思えます。

どうかよろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

1番 新田和明君。

○新田議員 それではこう御期待ということで、前向きな御意見をいただいたと理解させていただいて、ほかの市町は約2,000円ぐらいの上乗せという形で聞いてますが、安芸高田市は本当にオリジナルで、ここしかないというものを私は5,000円から1万円ぐらいもの、本当にいいものを喜んでくださる。またそれを見に行きたいと思ってくくださるような、そういったナンバープレートをつけて、例えばコンバインが動いとったとかですね、そういうのをほかの市町に知らしめていきたいという思いでありますので、どうかあとは執行部の方々の御検討いただきながら、また議員にもしっかりお伝えさせていただいて、しっかりみんなでいいものをつくっていきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

続いての質問に入ります。

子育て支援について。6月議会一般質問に、玉重議員から0歳から2歳児の自宅保育に対して、経済支援をとありました。現在、前向きな検討をいただいていると伺っております。2016年の安芸高田市一人当たり平均年収は258万円。高齢者様の部分が入っているとはいいいながら、1,700自治体中1,163位でさらに世帯所得も平均400万円前後の状況であります。若い世代が低所得の中、子どもを抱えて自宅ローン、家賃の支払い等で頑張っている姿を見たとき、子育て支援がさらに集中してやっていく必要があると思えます。空き家を使つての購入補助制度や子育て世代への新築に対し、一部助成制度は本当に助かる制度だと思っております。

新築の月々の購入分割分、賃貸住宅に対して月々の支払金額に一部助成制度は導入できないものなんでしょうか。徹底した若い世代の応援サポーターの町として、(1)に入ります。子育てするなら安芸高田市を掲げる本市において、0歳から5歳までの子どもを持つ世代を対象に、住居も支援対象にならないもんなんでしょうか。お伺いさせていただきます。



○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「子育て世帯の住居に対する支援体制について」の御質問にお答えいたします。

本市では、ファミリー・サポート・センター事業などの24時間保育の充実、市独自の第2子半額、第3子無料化による保育料の軽減、認定こども園整備を初めとした保育環境の充実など、子育て環境の整備を進めてきたところであります。

子育ての世帯は、育児の悩みなど、さまざまな不安を抱えながら生活をしておられ、議員御指摘の住居費用などの経済的な面においても、不安を持たれているものと考えております。

こうした状況の中、「子育てをするなら安芸高田市」を掲げ、誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て環境の整備を進めて、子育て世代の定住促進に取り組んでおるところであります。

さらなる子育て支援策として、住居の課題もあると考えておりますが、現在在宅保育者への一定の給付をする在宅育児世帯支援事業を検討しているところでございます。

今後も子育ての実態を把握する中で、24時間保育の一環として、子育て世帯を支援する施策の展開を図っていきたいと考えております。

この子育て支援というのは、大きな安芸高田市の主要な事業でございます。このことをしっかりやってみなければ、まずは仕組みづくりとか、検討課題もあるんで、この住宅のことも踏まえまして、総合的に今度は検討していきますので、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

子育て支援というのは、就労とか住宅とか保育料とか、総合的な支援になりますんで、ここらを総合的に市民の方が納得いくように提示していきたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

1番 新田和明君。

○新田議員 市長から市民の方が納得をいただくようにと、いうことで考えてくださるということで理解させていただきました。世帯年収も500万以下の方が約70%ということで、ある程度推定されとるということで聞いておりますので、どうか引き続き若い世代へのさらなる御支援を申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

本市における子育てプランは、安芸高田市子育て支援事業計画に基づき、すくすく安芸高田市子育て支援サイトを立ち上げていただき、子育て世代にとっても参考になる情報だと評価しております。妊娠から誕生、母子ともに健康把握、育児・養育・保育等の子育て支援サービス、食育、扶養手当の申請をはじめ、あらゆる相談窓口のきめ細かい案内が記載されていまして、市民の方にしっかりお伝えしていきたいと思っております。

現在、子育て支援課、健康長寿課、環境生活課、社会福祉課、各支所

総合窓口が連携をとり、プラン作成、検討、見直し、実行で子育て世代  
お一人お一人に寄り添って支援への取り組みだと思いますが、(2)に入  
ります。

切れ目のない未来への投資として、子育て世代包括支援ケアシステム  
としてのワンストップサービスで0歳から成人になるまで、親・子が安  
芸高田独自の支援体制の仕組みについて、どのようにお考えかお伺い  
いたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「ワンストップサービスで0から成人になるまで、親・子  
の安芸高田市独自の包括支援体制の仕組みについて」の御質問にお答え  
いたします。

本市では、妊娠・出産・育児、そして保育所を初めとする子どもの預  
かりなど、多様な子育て支援ニーズにワンストップで対応するために関  
係する各課が役割分担をしつつ、必要な情報を共有しながら一体的に支  
援を行っているところであります。

中でも、母子保健に関する支援は、妊娠・出産・子育てに関するリス  
ク等の有無にかかわらず、予防的な視点を中心とし、全ての妊産婦・乳  
幼児を対象とし、妊娠届、母子健康手帳の発行に始まり、妊婦健康診査  
や乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの機会を通して、定期的  
に包括的な支援を実施しておるところであります。

また、就学後も日々支援を必要とする家庭への支援や、思春期保健等  
につきましても、教育委員会や子ども家庭センターなど、関係部署・関  
係機関と連携を密にとりながら、継続的な支援を行っているところでご  
ざいます。

今後も地域の全ての子どもを支援するため、いつでも安心して相談で  
きる支援体制に心がけ、親子に寄り添いながら、関係部署・関係機関の  
連携を密にして、切れ目のない包括的な母子保健・子育て支援に取り組  
んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたし  
ます。

○先川議長 　　以上で、答弁を終わります。

1番 　新田和明君。

○新田議員 　　すばらしい安芸高田市だなと私は感じております。近隣市町では本当  
にけん引していく仕組みが既に本市は確立されているということで理解  
させていただきました。

そこで提案ですが、市長、子育てにかかわる全ての担当課の窓口にも市  
民にわかりやすい表示として、ネウボラ子育て支援課などのプレート表  
示をすることをお勧めします。いかがでしょうか。

本市オリジナルで、子育て支援チームが受け付けとなり、状況把握を  
共有し、専門分野の各担当が取り組んでいく仕組み、あるときには保健  
師が保育士にもなり、保育士資格を持った方が助産師にもなるような、

子育て支援分野、健康推進分野の資格を共有していくことはできないでしょうか。これからもっとマルチな方向からアドバイス、見守りを行い、親・子の成長を育んでいく必要性と、さらに熱心な担当者が必要であります。将来にわたって持続可能な仕組み、ノウハウをつくり、伝えていくことが不可欠であると考えますが、市長いかがでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。市民の方々来られても窓口がどこかわからんじゃ困るんで、業務を明確にしながら、ネウボラ等の支援はここでやってるんだということを担当もわかるような、これは仕組みづくりを検討していきたいと思います。

よその町の例とか、成功した例もございますので、ここらを踏まえながら、安芸高田市にとってどういうこの表示の仕方がいいかということも考えていきたいと。あわせて職員啓発、いろいろな説明の仕方等も一緒に勉強していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

1番 新田和明君。

○新田議員 市民の方に明確になるようにと、いう形の表示も御検討いう形で、理解させていただきました。子育て支援チームが中心軸となり、子育て世代を地域でまたケアしていく、交流広場として、産科・婦人科等での助言、心身ケアのできる仕組み、また親・子が気軽に相談できる窓口、テレワークをはじめ、就労相談窓口の開設、最終的にはこの支援仕組みは取り組みの中、最終的には生活支援制度につながっていくと私は感じております。

(2)の質問はここまでにさせていただいて、先ほどの話は要望とさせていただきます。(3)に入らせていただきます。

スマホ中心の生活スタイルといっても過言ではない子育て世代、20代から40代は特に情報収集減としてホームページ、ツイッター、LINE、Facebook、アプリを利用されていると思われます。総務省発表の情報で、スマホ普及率が広島県では世帯当たり72%、個人では54.9%の状況、まだまだ今後スマートフォンは普及は加速していく方向性であります。

本市の状況を子育て世代に対し、SNSを使って広報活動、また情報を伝えていく、ことになれば、満足度はさらに向上すると思います。中でもLINEという仕組みは、スマホ利用者に圧倒的な指示で、利用率が71.2%、SNS市場の中心軸と今現在なっております。利用内訳としては、20代は何と96.3%、30代は90.3、40代は74.1%の状況、地方自治体に対しては特別な料金体制で提案するという事で確認が取れております。ここについて、(3)に入ります。

SNSでの広報活動への取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「SNSを活用した子育て支援の広報活動について」の御質問にお答えいたします。

本市では24時間保育の充実を初めとした子育ての環境整備を鋭意進めておりますが、一方で、子育て世帯は子育てに関するさまざまな不安を抱えながら生活をしておられることから、親子が集える場の提供や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな情報の提供により、子育て不安の解消に努めてきたところでございます。

方法として、子育て支援センターの活動の場や窓口等での直接の情報提供、市ホームページの広報のほか、本市独自の子育て支援サイト「すくすく」で、子育てに関するさまざまな情報をごらんいただいているところでございます。

子育て支援サイト「すくすく」は、妊娠中から出産後の年齢別、シチュエーション別、知りたいこと等で検索できるよう構成しております。子育てに関するさまざまな情報を掲載していることから、多くの方々にごらんいただけるよう、より活用しやすい広報に努めてまいりたいと考えます。

議員御提案のSNSを活用した広報活動につきましても、近年子育て世代の通信の利用状況から、市民一人一人のニーズに応じた情報提供の方法として有効であると考えられますので、検討を進め、さまざまな情報提供の手段を活用して、安心して子育てができる環境の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

1番 新田和明君。

○新田議員 ニーズに応じてという形で記憶に残りました。しっかり子育て世代はこういうインターネット使っておりますので、どうか1日でも早い、どうか導入を御検討いただいて、伝えていただければと思います。今後の要望として、各担当課から、例えば今回これ市長のほうやるよとおっしゃったときに、各担当課から掲載日、文面、添付用の写真、また資料等集め、一定の方が担当していくことが一つのポイントだと思います。

2点目は、3カ月もしくは半年で、必ず総括は必要かと思えます。さまざまな検証をしながら、市民の反応を調べ、協議を重ね、閲覧していただける持続可能な仕組み、構築を要望とさせていただきます。

最後になりますが、昨年の改選から1年、議員を努めさせていただき、初めての議会懇談会、報告会、議会と高校生の意見交換会に参加、残念ながら本市の取り組みが思った以上に伝わっていなかったというのを実感させていただきました。高校生との意見交換会の中では、神楽、毛利がもっと広めてほしいと。有名な御当地グルメがもしあったらとか、特産品の製造、販売、サンフレの応援行ったときに、どうか産品をサッカー場で売ってほしいという話とか、またアピールをもっと安芸高田市とし

での、たかたんも含めてのアピールをしてほしいという話とか、かなりお話を高校生から聞かせていただきました。

人は課題に直面したときに大きく2つに分かれると言われます。これはできると前向きに挑戦するか、それは無理と諦めてしまうか。後者の無理だと諦めてしまえば、持てる力も半分にもなり、出し切れない。できる、必ずやり遂げてみせると決意したとき、思わぬ底力を発揮し、知恵がわき、人間的にも大きく成長できると言われております。29年度施政方針の最後に市民みずからが全国に誇れる住み続けたい町、安芸高田市をつくるとあります。子どもたち、まだ将来のため、5年、10年、20年後の盤石な郷土をつくっていくため、議員、行政、一人一人、また市民とともに汗をかき、市の発展のために尽くしていくことが大切だと考えます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○先川議長 以上で、新田和明君の質問を終わります。  
この際、午後1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開します。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 6番、無所属の前重昌敬でございます。

まず質問に入る前に、去る11月26日のサンフレッチェ広島ホーム最終戦におきましては、浜田市長、竹本副市長初め、教育委員会永井教育長等、担当課を中心に、いち早くサンフレ広島J2降格阻止安芸高田市緊急支援プロジェクト必勝緊急応援バスツアーの参加募集の対応をいただきまして、当日は市内から200名以上の応援もありまして、J1残留という結果となりましたこと、参加しておられました市民の方々、またサッカー関係者含め、皆様からねぎらいのお言葉をいただいております。この場をかりまして、深く感謝を申し上げ、厚くお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また来期は新たな体制でスタートすることになりますが、今後もこれまで以上の応援を市民ともどもと一緒にとしっかりと支援してまいりたいと思います。またその機会の折には、ぜひマザータウンのホームタウンでございます。安芸高田市の御支援、御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、大枠2点質問いたします。

まず最初、大枠1点目といたしまして、市民生活の安全を図ることにつきまして、具体的にまず1項目といたしまして、犯罪の予防警戒対策として、幼児・児童・生徒等の安全確保のための施策について、市長、

教育長に伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「幼児、児童、生徒等の安全確保のための施策について」の御質問にお答えいたします。

安芸高田市では、防犯連合会が委嘱いたしました地域安全推進員81名に、各地域で活動していただいております。地域安全推進員は、警察や行政等から犯罪情報など、地域に関する安全情報を収集し、地域への啓発やパトロールを行っていただいております。

また、毎年警察と連携して、青色防犯パトロール講習会を開催しており、受講された地域住民の皆様方に見守り活動を行っていただいております。このほか、地域住民組織が設置する防犯灯に対して、補助金を交付する制度も設けております。

詳細につきましては、教育長のほうから答弁いたしますのでよろしくお願いたします。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

幼児、児童、生徒等の安全確保のための施策、とりわけ犯罪の予防警戒対策についての御質問でございますが、特に登下校中における不審者への対応と、近年急速に普及している携帯電話等の利用による出会い系サイトやコミュニティサイト等への対応についてお答えをいたします。

まず、登下校中における不審者への対応でございますが、教育委員会といたしましては、登下校時における緊急事態発生時の対応を各学校に通知しており、基本的にはこの対応によって学校、教育委員会、警察署が連携し、必要に応じて保護者へ情報提供するとともに、集団での登下校等による安全確保に努めているところでございます。

次に、携帯電話等の利用によって犯罪に巻き込まれるケースへの対応でございますが、このことにつきましては、御承知いただきますように、教育委員会・市内小中学校長会、PTA連合会が連携し、平成28年10月から「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動 家族みんなでSTOP9」の取り組みを進めているところです。各学校では、機会を捉えて児童・生徒に情報教育を行っているほか、PTA研修会等を通じて保護者に対して家庭内でのルールづくりなどの啓発を行っています。

子どもたちの犯罪被害防止に当たっては、警察署との連携が特に重要であることから、平成27年9月には教育委員会と安芸高田警察署が相互連絡に関する協定も締結しておりますので、今後も警察署を含め関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速な対応に努めてまいりたいと思っております。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員

いろいろと施策につきましては、確認をいたしました。今の28年度の決算、事務事業評価シート、これが今の安芸高田市第2次の総合計画によりまして、いろいろな事業名でここに防犯事業ということで、先ほど市長のほうからの答弁にありましたように、安全安心パトロール、地域安全推進活動、また防犯啓発活動、防犯連合会の活動、防犯灯の設置事業の補助金制度の実施等を御説明いただきました。

それと今教育長のほうから、起きたときの初動体制、各学校に対しての対応ですよね。学校からの対応、そして携帯電話ということで今お話をいただきました。

それで、先ほど私が説明時に求める質問内容で、質問事項を明記しておりましたところ、ちょっと言い忘れておりましたので、再度確認をさせていただきます。この今回の安全を図ることにつきましては、犯罪及び交通安全のための対策を確立し、合わせて市民相互の協力を推進することにより、市民の生活の安全を図ることを目的として安芸高田市民の安全に関する条例といったものが、平成16年3月1日に施行されとると、いうことになっております。

そこには、先ほど報告がありましたような中で、犯罪の予防警戒、また市民の自主的な防犯といった市の責務の中では位置づけをされております。第3条です。そして、第5条ですが、犯罪の予防警戒対策ということで第5条に市は犯罪の予防警戒のために次に掲げる事項を実施すると。実施するわけですよ。やらないといけないということになっております。

そこで、6点、ここには明記してあるんですが、その今回私が申し上げる幼児、児童、生徒等の安全確保のための施策という形と、高齢者の生活安全対策といったものを今回お示しをさせていただいております。

今ありましたように、児童、生徒、幼児、確保のための施策ということで今お聞きしましたら、あれぐらいなのかなということで、まだまだあってもおかしくはないのかなと考えます。

それで、今安芸高田市とこの辺は危機管理課のほうに、警察署の方々もお入りいただいて、防犯に取り組んでおられる形でございます。その防犯の認知件数、ちょっと調べさせていただきますと、平成25年には137件ございました。26年には142件、27年に114件、28年には78件、29年の1月から9月にかけては53件といった形で、こうした事業効果といたしまししょうか。こういったのがやはり合併以来、どんどん少なくなっている経緯というのはあると思います。こういう関係ですすね。

それと、また安芸高田市の警察署いいましょうか、県警がこうしたメールマガジン、こういったものを皆様に周知徹底をしていただくために、登録を呼びかけをしておられます。この呼びかけの中で調べさせていただきますと、平成26年に安芸高田市ではそういうメールマガジンに配信された不審者情報ですよね。こうしたものが、26年には12件、そして27年これが149件、一遍にふえております。28年には253件、それと29年度が

81件といった形で、極端に少なくなっております。まあこれは10月現在ということで、ホームページから閲覧をさせていただいております。

こういうことでは確かに成果のほうも上がっているのかなと考えますが、しかし今回この質問をさせていただいた中で、事案が起こっております。というのが、平成29年10月24日午後6時ぐらいだったと思いますが、中学校の1年生になる生徒さんが上腕部をつかまれて、お金をあげるからということで、夜間帰宅時ですね。そうした動きがあったと。いうことで、すぐ親御さん家に帰られて、その後学校のほうに報告もされ、そして学校のほうから教育委員会、そしていろいろな形で警察のほうにも連絡がありまして、その後すぐ警察のほうも市内をパトロール車で巡回されたと。警察車両でパトロールされたということが起きております。

それに対しましては、その翌日です。翌日には、警察の今言いましたメールマガジン、これを通じまして15時以降にそういう不審者情報の呼びかけが起きております。すぐ警察が対応していただきまして、そういう情報があります。気をつけてください。そういうマガジンメールが届いたわけですね。登録していただいとる方に。それ以降、市としてどういう動きがあったのか、そういったところが把握はされとったろう思うんですが、その辺に対して、今の事業をやられとる中で、どういう対応をとられたのか。その辺がわかれば教えていただきたいと思っております。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの前重議員の御質問でございますが、先ほど御指摘のありました10月24日の件につきましては、中学校並びに家族の方からの情報提供等により把握をしております。その後、教育委員会としましては、先ほども申しましたように、安芸高田警察署との協定を結んでおるということもありまして、早速に職員を安芸高田署のほうへ派遣をさせていただきました。そのことの結果によって、先ほど議員御指摘の翌日のメールマガジン等の注意喚起へつながったものと認識をしておるところでございます。

午前中の同僚議員の方の質問にもお答えしましたように、下校の際の児童生徒の幼児含めまして、児童生徒の安全確保ということでございますが、この定時の下校につきましては、地域の見守り隊の方でありますとか、交通安全推進隊の方あたりの協力をいただいて、かなり丁寧な対応ができてるといふふうに把握をしておるところでございます。

ただし、今回の事案のように、特に中学生が対象になろうかと思っておりますが、下校、定時の下校というよりも、部活動等へ参加した後の下校というところまでは、十分な対応ということになってないのが現状というふうに認識をしております。とりわけこの冬期あたりは日が短くなるというようなこともございまして、御家族の方の提起でも中にもありましたが、いわゆる防犯灯の整備でありますとか、あるいはもう一つ安芸高田市の場合はお太助フォンというものがございます。まあ全家庭加入で



はないとはいえ、今後このあたりのところをどのように有効活用できるかということについて、現在安芸高田署のほうと協議をしておるところでございます。

防犯灯ということになりますと、これは市長部局の担当ということになりますので、またその担当課あたりとの協議もさせていただきながら、できるだけ可能な限りの対策というものに取り組んでいきたいというふうに思っております。

特に、お太助フォンあたりを早急に有効活用できないかということは今教育委員会の事務局のほうでは検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 お答えいただきまして、その起きた後、お太助フォンに載ったのが1カ月後なんですよ。不審者情報ということで、お太助フォンに載りましたのが多分11月27日だったかな。この辺がそういう事件といいましょうか。声をかけられた方々のほうからお話が教育委員会にありまして、その以降1カ月後ですよ、市長。1カ月後にそういうお太助フォンに載るといった事例です。

この犯罪はやはり氷山の一角じゃないかなと思います。これをむやみにしていると、次の案件につながっていくと。今いろいろと声かけ事案とかふえてくるんじゃないかなと思いますが、ここをやっぱりしっかりと、ここをしっかりとやっていかないといけないと思うんですが、まずそういった今のお太助フォン、1カ月後に載ったということについて、今教育長のほうからありましたように、今後協議をしてという話でしたが、まず初動体制、こうしたところが今の教育委員会自体の中身がどうなのかということについて、再度教育長にお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの前重議員の御指摘にお答えをいたします。

1点目は、御指摘のように、十分お太助フォンを活用した取り組みというところを意識できてなかったということは事実でございます。

ただし、もう1点は、これは警察との連携、そのアドバイスの中で、ケース・バイ・ケースという言い方はされるんですが、ケースによっては市民全体というか、広く皆さんに知らせるということで不安を募るとか、あるいは心配を助長する場合もあるんで、警察のほうとしてはそのあたりはケース・バイ・ケースで考えていく必要があると思いますということではあったわけです。

しかし、うちのほうでさまざまな角度から協議しまして、せっかく全戸へということではないにしても、かなりの家庭にお太助フォンというものが整備されておりますので、今後はそのあたりをできるだけ早く有効活用し、当然のことながらうちの判断でできるだけ早く市民の皆様方

に情報提供し、御協力をいただける注意喚起をお願いするというこの取り組みを前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 今も前向きに検討ということで、じゃあいつごろできるのかなということがありますが、新年度にはスタートしていただきたい。もう待っていない、待ってられない、これは。もう上腕をつかまれて、という形になると、いつ車にひっぱられてもおかしくない状況ですよ。教育長。

で、まずそうした中で、例ですよ。御存じの方もいると思いますが、クマが出没したというときには、すぐとこれ、お太助フォン、悠長なしにこれ皆様方に情報公開しますよね。それとしたときに、子どもたちがそういう危機的な状況にあるときに、確かに教育長が言われるように、情報公開、これができるのか、できないのかというのがありますが。クマが危害を及ぼすときにお太助フォンでできるのであれば、人間ですよ。人間が人間を、起きるといった事案ですよ。こうしたときにどうしてできないのか。この辺を再度お聞きします。

これはちょっと市長のほうにもお聞きしたいと思います。危機管理のほうからも、やはりこの辺は、総務部のほうで対応していただいとると思いますが、やはり動物が大事なのか、人間が大事なのか。ちょっと今回こうしたところの例が出ましたので、やはりこれは人間中心に考えておかないといけんのじゃないかなと私は思うんですが、その辺の答弁を市長、教育長にお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 前重議員御指摘の件でございますが、何もしてないということではないので、そこは一つ御理解をいただきたいと思うんです。学校によっては、これも午前中議論ありましたが、いわゆる携帯電話等で緊急メールを発信するという、そういう仕組みをつくってる学校もありますし、さまざまな方法で情報提供の努力はさせてもらってきたところがございます。

ただし、お太助フォンということにつきまして、これまで若干取り組みの甘いところがあったので、その点につきましては今回の事案を受けまして、真摯に受けとめさせていただき、現在取り組みのほうを協議をしておるところでございますので、これにつきまして可能な限り早く対応できるように、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この案件につきまして、非常に大切なことなんで、市としてもこういう場合にはこうだということについて徹底はせんやいけんと思うんですけど、担当職員もいわゆる認識不足で自分のやることはやったんだと

いう認識はあったかもわからんと。それは甘えとかもあるんで、この辺の教育の再構築というのをこれからしていきたいと思っております。

それから再発防止というのが一番大事なんで、この先人間かクマか言われましたけど、当然人間であって、やっぱり被害が起こっちゃいけないんで、その辺を踏まえて全般的なそのマニュアルじゃないんですけど、こうあるべきだというようなお互いにこれから確認をしようということが大事だと思っております。

この問題は、教育委員会のほうもわしはこれまでえかったという認識度の違いだけであって、ここらをまあ徹底してここまでやらないやいけないのだということを私を含めて意識改革していかないとやいけないかと思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 今、教育長、市長のほうからも答弁いただいたように、これは起きては遅いんですよ。今せっかく安芸高田市に移住定住も含めて来ていただくという発信の中で、まず一番に市民が思うことは安全な町なのかと。安全に住めるのかと。いったことを全国各地で言うておられるわけです。犯罪が多い町には、来られてんないですよ。こうしたところをしっかりと、まずもって意識をまず変えていただきたい。まずこの辺を申し上げておきます。

2点目、次に夜間ですよ。ここはちょっと教育委員会ともイコールになりますが、ちょっと市民のPTAのほうとも協議をしていかないといけないとは思いますが、この辺の夜間の対応、今は日中小学生に対応で朝、夕方ですよ。登下校時見守りやっています。夜間についてこの辺、危機管理のほうとして、対応っていうのはできないのかどうか。中にはこの冬の時期、やはり時間帯をおくらすとか、そうした対応はできないのか。ましてやPTAとの話、この辺は持っていられないのか。そうしたものを危機管理のほうで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 特に今前重議員さんの質問は、危機管理ということで私のほうで答えをさせていただきますが、登下校時の見守りについては先ほど御紹介いただきますように、振興会の皆様、特に合併直後にテレビでも紹介されましたが、小原振興会の取り組みが特徴的であったということで、その部分については非常にありがたく思いますし、今も続けていただいております。これは郷野、可愛も、ほかの振興会も続けていただいておりますので、引き続きこれをお願いしながら、市として必要な支援をしっかりとらせていただきたい。

夜間というと、この後の話になるんだろうと思いますので、この部分に対応していくためには、やはり警察署との連携がまず第一なのかなと

いうふうに思います。それともう一つは、抑止力としての防犯カメラとか、そういったところへの対応とか。危機管理で考えられるとすればそういうところになってまいります。あとは起きたときの全てにおいてというよりも、今回の不審者情報については、危機管理のマニュアルも整備しております。ですからこれらを再度関係職員、関係部局において共有して、対応していくということ。特に危機感を持って情報の伝達をしていくと。先ほど議員御指摘のようにおくれずにするることによっての再発防止であるとか、次の抑止力につながっていくということがありますので、そういった点注意していきたいというふうに思います。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 今杉安部長のほうから市の警察との協力、防犯カメラ、そしてあと1点防犯灯ですよね。この辺も安芸高田市、広うございますが、やはりそういう中学校までは、そうしたところを把握していただいて、やはりそこら辺のチェックは必要じゃなかろうかなと思うわけです。そのために今回この安全に関する条例というものが位置づけになつとるんですよ。実施するですよ。下手したら、事故が起きたときには、市に責任を負わざる、告発といった形で、ひよっとしたらですよ。わからんですよ。こういう条例ができとる形については普通であれば努めるとかですね、そういうことになつとるわけですが、実施するですよ。やらないといけない。事が起きる前にやとかないといけないということになれば、そうしたところ、夜間対応の形。今教育委員会のほうからありました。ここがネックだろうと思います。まずその辺を再度お聞きします。

それと、教育委員会、そうした情報のまず縦割り仕組み、これが教育委員会の今回組織が一番ダメージが多かったんじゃないかな、私考えます。情報が入りました。それをそこで共有、警察にはいつとるんですが、危機管理、そこにどういう情報が流れたか。ここが縦割りがあつたんじゃないかな。この連携。学校側から警察に言つてると思うんですが、やはり危機管理。そういう対策ですね。対応。一緒になって考える。そのための危機管理課というものがありますので、やられとるかわかりませんよ。私の耳にはそうしたことがどうも受けとめられないような状況管理下じゃなかつたのかなと思いますので、その辺をお伺いをいたしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの前重議員の縦割りの弊害といいますか、危機管理との連携がどうなつたかということですが、今ちょっと、何日の何時何分に指示をしたかということは、ちょっと記憶にありませんが、連携のほうはしております。ただし、このあたりのところが十分であつたかどうかということについては、真摯に御指摘を受けとめさせていただきます。

たいというふうに思います。

あわせて、先ほど少し説明が足りませんでした。お太助フォンを軽視しとるといふ、これまで軽視してきたということではなくて、お太助フォンの場合は、いわゆる音声の届く範囲であれば、瞬時的な情報提供というのはできるんですが、それよりもむしろ、ここ最近で言いますと、いわゆる携帯電話を保護者の方もほとんどの方が所持しておられますので、緊急の場合はそのあたりのところを有効活用できないかということをやっと優先をしておりましたので、そこら並行して今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

市役所内部の連携ということについては、御指摘いただいたことを踏まえ、きちんと対応できるように、取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

- 先川議長 以上で答弁を終わります。  
引き続き、答弁を求めます。  
総務部長 杉安明彦君。

- 杉安総務部長 防犯灯の設置のことについての御質問ですので、危機管理のほうでお答えをさせていただきますが、議員の皆さんも御承知いただいておりますように、防犯灯という部分については、合併前に旧町でさまざまな基準、あるいは視点でもって、設置されていた防犯灯を合併後において、少し時間はかかりましたし市民の皆さんにも負担をこうもつていただく形での、地域で負担をしていただく形での整理の中で、いったん防犯灯は整理をさせていただいて、市管理といわゆる地域管理ということで分けさせていただきました。その後も地域において防犯灯を設置していただいておりますが、特に議員が御指摘の学校近くの登下校にかかわる防犯灯についても、相談があった場合については、何とか地域で地域の防犯灯として、申請して、補助金は出させていただきますので、地域でつけていただけないでしょうかという形で取り組んでいただいたのは幾らかあります。

ですから、問題は地域でも設置ができない。まあいわゆる空白地域になるのかもしれませんが、その部分については、教育委員会、あるいは行政のほうでどういったところがあるのかという部分も把握しながら、対応については検討が必要なのかなというふうに思います。

- 先川議長 以上で答弁を終わります。  
6番 前重昌敬君。

- 前重議員 教育長のほうからまずもって連絡いきました緊急時のメール対応、というのが、私ちょっと提案なんです。せつかく警察のホームページが登録をお願いされております。これを有効活用されてはどうなのかなと思うんです。せつかく、これ位置づいておりますので、特にPTA、小学校、中学校、または幼児等の保育園、幼稚園ですね。こうしたものを積極的に、ここの安全に関する条例じゃありませんが、実施するということをしておりますから、いや応なしに強制的にやってもいいんじゃない

ないか思うんですよ、私は。やはりこういったところは、もう登録してくださいと。登録して、やはり今回の案件でもすぐメールが入ってきておりますので、そうした情報提供といったものによって、やはり地域の皆様が安全安心で、過ごしていただくためにはこうしたものが必要ではないかなと思いますので、この辺も含めて検討をお願いしたいと思います。早急な検討をお願いしたいと思います。

それとあと、今言われるように、今の起きた案件につきましては、幅広くございます。吉田邑南線の県道でございます。それからまた安芸高田市の市道が入っております。これはなかなか地域によって、今建設部の部長もちょっと苦めましたが、なかなか難しいですよ。私らも考えてやろうと思うたときに、地域でこれを全部いうたら、なかなかそこに至ってない。だからやはり市がここはある程度協議会をつくっていただいて、前向きに検討していただくというのがいいんじゃないかな、私考えます。特に今の吉田邑南線、地域がどんどんどんどん分かれてます。丹比、吉田、分かれております。特に夜調べてみました。起きた案件につきまして。子どもが声かけられたところには、防犯灯はありました。ちょっと離れてますがね。しかし、そこへ行くまでの途中、シルバー人材センターから丹比の千川というところがあるんですが、その旧道に入る手前ぐらいには防犯灯、若干少ないと感じました。

そうしたところで、今後そうしたところを前向きに検討なされまして、今杉安部長もありましたように、できるのであればじゃなしに、やっていたかかないとこの条例の何のための条例なのか、いうことを位置づけさせていただいて、しっかりと御検討をお願いしたいと思います。

教育委員会のほうも今後こういう形が出たときには、遅滞なく、やはり皆様方に情報提供がなすように、クマじゃないですが、わかります。情報の警察の捜査の関係で、難しいと思いますが、できる限り素早い対応をしていただくようお願いいたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

大枠2点目といたしまして、生活支援員制度構築事業について質問いたします。

この事業が地域で構築され、最終的に市が目指す姿を伺います。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの「生活支援員制度が地域で構築され、最終的に市が目指す姿」についての御質問にお答えいたします。

本市では、急速な高齢化と人口減少が同時に進む中、地域の互助機能や家庭での介護力が低下してきております。このような中、地域に受け継がれてきたもやいの精神による市民総ヘルパー構想のもと、新たな互助・共助の形をつくり、一定の成果を上げてきたところであります。

この取り組みを一步進め、老後を安心して暮らせる地域社会を確立するため、地域全体で高齢者などの社会的弱者の方々を見守り、支える新

しい共助の姿として、生活支援員制度を全市に展開しているところであり  
ます。

本制度により、高齢者などの支援を必要とする人や、その恐れのある  
人を地域全体で見守り、気になる変化などを本市に集積し、把握したそ  
の課題を地域包括支援センターや医療・介護の専門職につなげ、適切な  
支援を速やかに提供できる体制を整えていきたいと思ひます。

この生活支援員制度の構築により、地域で生活されている高齢者の生  
活実態を把握し、本市に報告をしていただく活動を通じて、地域住民み  
ずからが地域の課題に向き合い、その解決に向けて協働する支え合いの  
地域づくりを育むことを目指しております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 今回の構築事業につきましては、市長のほうから何度も何度もお話を聞  
かせていただいております。

市長、今も言いましたように、一人でも孤立させない地域づくり、ス  
ローガンですよね。ここにもう一つ加えたらどうでしょうかね。これ提  
案なんです、やはり孤立死ゼロとかですね、寝たきりゼロとか、そう  
いう皆さんが簡単に考えられる、市民が簡単に考えられて、じゃあそれ  
を進めていくためにも孤立せんように、だったらそういうことをなくさ  
んように、今市長が訴えられとるように、各方々の把握していこうじゃ  
ないか、見守り活動していこうじゃないかと、いうことであれば市民の  
皆さんすごく簡単に受けとめていただけたらと思う。長い長い言葉を使う  
と、なんじゃこれいう話になりますので、言われとることは一つなんで  
すよ。要はそういう方々を孤立させない。全くここに書いてある。ただ、  
孤立させないだけじゃ市としてやはり目的に向かったの指数があらわれ  
ないので、やはり孤立ゼロとかですね。死といたらちょっと趣があり  
ますので、そういう指数をある程度使って、誰もが理解できるような市  
としての方向性を持たれたほうがいいんじゃないかなと私は考えますが、  
その辺をお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 生活支援員制度、この我が町が初めて行う制度であって、中身につ  
いて非常に御理解がしてもらえないところがあるので、議員御指摘のよう  
に、副題をつけてね、例えば孤立死がなくなるんだとかいうことは大事  
なことだと思うんで、まさしくそうなんで、孤立死とかいうのを調べる  
ために歩くわけですからね。そういうことの今までやってなかったこと  
を市が初めて県下でやるということなんで、御理解してもらいたいと。

このことが市民にわかりやすくなればですね、なかなかいいことなん  
で、副題をつけていきたいと思ひます。

私はこれ説明するときに、一番わかりやすいのは、やっぱり皆さん方

が複数で老人ホーム申し込んででしょと。市があてにならんと申し込んだんじゃろいうたら、うん言うて。複数申し込んでも、ええようにしてあげるよいうたら、わかった言うて。だから、このように副題をつけてあげることが市民の啓発を促すのであれば、こういうことも考えていきたいと思います。

こういうことを副題というのは約束できませんが、こういう角度からこの事業のことを見てみたいと。副題をつけるということですね。これを検討してみたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 副題をつけていただくということで、それが多分スローガンになると思うんですよ。もう地域で孤立させないようにしよう思うたら、皆さんが動いていただかにゃいけん。見守りしていかになゃいけん。今私たちの地域も動いております。

やはり長々しくいうても、皆さん理解しにくいよのうと言われるんで、その辺はとやかに申しません。まずは孤立を防ぐ。ゼロにする。その辺を副題じゃなしに、メイン題としてやっていただいて、その辺が今皆さんのお手元にじわりじわりあると思いますが、安芸高田市生活支援員制度の手引きといったものを配られて説明をされとると思いますが、まだまだそういう理解がまだ通ってないんじゃないかなと思いますんで、その辺の目指す姿、この辺市長も今副題と言われましたが、本当メインの題にしてやっていただければ、スムーズな形で動けるんじゃないか思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

市と市民が積極的にこの事業を推進するためにも、制度の条例化が必要と考えますが、市長にお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「生活支援員制度の条例化」についての御質問にお答えいたします。

生活支援員制度は、高齢者等の日々の見守りを通じて、一人一人の生活実態と生活上の課題を把握し、報告をいただくことにより、適切な支援が速やかに提供できる体制の構築を進めるものであります。

そのためには、地域住民が我が事としてかかわり、日常生活の中で、さりげなく、できる範囲で、息の長い取り組みを進めていただくことが重要であります。

制度の条例化につきましては、生活支援員制度の構築の取り組みを始めただけの段階でございます。制度の普及と運営に当たっては、地域の事情などにより、さまざまな課題も取り組んでいると考えられることから、この取り組みが一定程度進んだ段階においてまた検討していきたいとかように思います。



御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 できたばかりということではありますが、これ今の東京の小平市、多分福祉保健部長のほう調べておいていただいて御存じだろうと思うんですが、「いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例」を制定されとってんですよね。

こうしたところも今の生活支援員の構築事業に向けては、やはり市が積極的に動くよという形を、動いてんであれば、やはりこうした条例も必要ではないかということで提案をさせていただくような状況です。

私もこれをすぐにじゃありません。ここに条例制定の背景といったものがございます。高齢化が急速に進んでおり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加していると。それに伴い問題のひとつとして孤立死や孤独死がありますと。実数は把握されていない。市長がおっしゃるとおり、どこもそういう数値が把握されていないんですよね。同じなんです。

ですから、そういうことを踏まえて、こういう今の条例制定におかれたということでもありますので、この辺はしっかりと検討していただければと思います。

こういう、これはまあ議会のほうからの提案で条例制定ということになっておりますので、議会のほうとしてもこうした形が条例化できるように頑張っていきたいと考えます。

それでは次の質問に移ります。

市民の末端まで事業内容が行き渡ってないと思いますが、今後の啓発等について、市長にお伺いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「生活支援員制度の今後の啓発等」についての御質問にお答えいたします。

生活支援員制度構築の取り組みに当たりましては、職員が各地域振興会に出向いて、市民の皆様とひざを交えて、制度の説明を行っているところであります。現在までに、市内32の地域振興会のうち、22の地域振興会と4つの単位振興会において、説明会を開催し、前向きに取り組みたいという意見をたくさんいただいております。

こうした状況の中、議員御指摘のとおり、市民お一人お一人の制度内容の理解がまだ十分にはされていないという課題もございます。今後も平成30年度に向けて、地域における生活支援員制度の取り組みを拡大するため、各支所としっかりと連携する中で、より多くの地域振興会や小さな単位での集まりに積極的に出向き、詳細な説明により、事業の内容の幅広い周知を図り、そして地域との理解と協力をいただきたいと考えております。

過疎化と高齢化が進行する中、地域にはさまざまな課題が生じてきておりますが、誰もが安心して生活できる地域をつくるため、新しい共助の仕組みである生活支援員制度の全市への普及を丁寧に粘り強く推進していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 市長が言われるように、今4つの振興会と提携を結んでいただいて、こういった説明をされとるということでありましたが、団体ですよ。今の民生委員協議会、市の社会福祉協議会、市のシルバー人材センター、市の老人クラブ連合会、まだいえば安芸高田市事業団、こうしたところの説明等はどうかされとりますか。お伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 ただいまの前重市議からの御質問でございますが、関係団体への説明ということでございます。

まず一番関連が大きい民生委員児童委員協議会のほうには、議会のほうに御説明をさせていただいた段階で、市長にも出向いていただいて説明を開始いたしております。全体の会議の中、あるいは支所単位で地区民協というものがございすけれども、そちらのほうにも出向いて説明をさせていただきました。ただ、さらに小っちゃい単位での説明も必要かと考えておりますので、今後はそういう段取りができたところには、さらに説明をさせていただきたいと思っております。そして、社会福祉協議会でございますけれども、こちらさまざまな事業がこれにかかわって調整が必要になっております。鋭意、協議はいたしておりますけれども、ただ先日私のほうも役員会のほうに出向かせていただいて、詳細な説明をさせていただきました。そういう取り組みで進めていきたいと思っております。

それからおっしゃられましたシルバー人材センター、それから事業団のほうにもまだ説明はいたしておりませんが、関連団体と考えておりますので、今後取り組んでまいります。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 大枠の上のトップですよ。トップになるようなところについて説明いただいたということでございますが、こういう支援の手引きなんかを用いられて説明はなされておりましたか。この辺がもらっている方、もらえてない方、まちまちだと思うんですよ。この辺はいかがなんでしょうかね。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 その手引きでございますが、当初からはつくっておらずで、途

中からいろんな形が見えてきた段階で、その手引きをつくりました。その関係もございまして、今の民生委員協議会であれば、そちらのほうではまだ手引きを使った形では実施いたしておりません。

ただ社会福祉協議会につきましては、先日それを使って説明をさせていただきました。今後それもさらに充実をさせていただきたいと考えておりますので、積極的に活用して普及に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 執行部も大変だと思うんですよ。やりながら説明もしていかにやいけん、こういう資料もつくらにやいけん、大変だと思うんですが、やはりこれが目玉なので、お太助フォンを以前も言いましたが、設置するときには職員一丸となって説明もいただいたと思うんですよ。そうしたところをこういった資料がないと、やっぱり市民の皆さん理解できないと思いますので、いいことだと思うんです。ぜひこれは今の言われたように、はっきり手引きではございますので、これをしっかりと漏れがないように、関係団体、振興会のほうは行き渡つとるみたい。振興会のほうは何ぼかは行き渡つとるみたいなんですけど、底辺は皆さん一緒なんですよ。

今私たちのところも検討しております。委員も、だからどの人にとって、どの人がええのかどうか今調べとるんですよ。はっきり言って。ただ、こういったものが見えてこない。ある程度は手引きが渡ってる方。そうでないところ。まだ話は聞いてないですよ。民生委員さんもおっしゃるんです。だから隅々までいってないのがありますので、職員さん一丸となって、こうしたものをまず取り組んでいただかないといけなかなと思いますけど、その辺をお答えいただきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 議員御指摘のとおり、その手引きにつきましては、完全には普及はいたしておりません。ただ、振興会のほうにはおっしゃっていただいたように、それを使って説明をいたしております。さらに、振興会の中では、小っちゃい単位での説明もいろいろ御希望をいただいて、それには答えておりますので、しっかりそれを活用して、さまざまな形でそれを普及していきたいと思います。

そういう中で一遍に何地区もということになれば、当然我々の部だけの職員では対応できません。職員のほうにもそれを使って既に説明をいたしておりますので、そういう機動力をもって取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 ぜひですね、どなた、市民が行かれてもこういうことについて質問し

たいんだがいうたときには、ちょっと待ってくださいよじゃなしに、その人がすぐ対応できる、窓口でも対応できる仕組みをまずもって位置づけをまずしてください。

そうしないとこれも絵にかいた餅になりますので、ここまで来た以上は、しっかりと説明できる職員を位置づけてもらいたい。で、共有する。担当課によっては知らないことが聞いております。大きい声で言えませんが、福祉保健部の局内においても、健康長寿課、今のいろんな課によっても知らないといった対応がなされとるという声は入ってきますので、まずもって福祉保健部局の中ではこれがまずもって説明できる。こうしたことをまず迅速にやってください。お願いいたします。

続きまして、まず今回研修をやられましたよね。個人情報保護法の研修をされました。これにはどういった方々へ御案内をされとるか、お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 先週の金曜日でございましたが、人数は171名でしたか。多くの方に御参加をいただきました。今おっしゃられた案内をしたところから全てどこなんかっていうのは資料をちょっと持っておりませんが、地域振興会のほうで取り組みをして検討をいただいているところに御案内をしているように思っております。

それから、個人情報のことでもございましたので、市内の施設のそういう職場で働いておられる方のほうにも御案内をいたしましたし、当然職員も少し参加をさせていただいたと思っております。詳細は少し資料を持っておりませんが、以上のようなことだと思います。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 この研修はすごくよかったです。私も聞きましてすごく理解できました。ぜひ次も続けてやられますよね。その辺をお答え願います。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 大変ありがとうございます。

実は、私も本当は聞きたかったんでございますが、聞いておりません。申しわけございません。

ただ、内容については報告を受けて、大変よかったというふうに聞いております。今後もこういう研修につきましては、年に何回というふうまでは決めておりませんが、引き続きしっかりと研修を企画していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 これをやはり部長も把握できてないような状況じゃいけない

か思うんですよ。どこにどれだけの方に呼びかけてやってもらうか、市全体にやっぱりまずもって今言いましたように、民間企業さん、そうしたところは大事だと思うんですよ。まずそうしたところに情報提供がいけないと、どうなのかな。せっかくこうした形をそこら辺にしっかり取り組もうとしていただいとるんですよ。協力的ですよ、本当に。今のシルバー、老人クラブ、もう一生懸命取り組んでいこうという話はしよりますんで、今後これが1回で終わるんじゃないしに、2回、3回と。次はこうした方々に呼びかけをしていきますよ。そういう方向の流れをつくっていただきたい。情報はこれは今言われたように市長に責任がございますので、市長に対してそういう個人情報の保護ということで説明をいただきました。これがしっかりと素早くできるように、部長を先頭に、副市長、市長もですね、こういう流れをつくってください。やはり外郭団体のトップレベルで話をしていただくことが大事だと思います。

もう一つ、今度はお金のことです。説明がございました、お金はまずもって交付金ということでは把握しております。この交付金は75歳以上の方全てに出すわけですか。それとも、対象になる方々のみなんですか。そこをまず教えてください。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 御質問でございますが、交付金の交付対象ということで、対象者は75歳以上の市民の方、その人数掛け年額3,000円というふうに考えております。ですから、見守りをしていただく対象者の人数ではございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 そうしたところが曖昧に伝わってきてるんじゃないかなと思うわけです。だから見守りといったら、どうしてもその対象という形になるじゃないですか。全てというと、まだ75歳でも元気で働いておられるとか言う形ですよ。そういったところの認識、まずもってここを今お伺いしました。だから、75歳以上、まあ早ければ敬老会到達者にすれば、全てそういった形で提供するという事で間違いないんですよ。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 交付金の算出根拠としては、75歳以上というふうに取り決めておりますし、説明会の中ではそれは一生懸命伝えているつもりでございますが、誤解のないように普及をしたいと思っております。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 この辺をしっかりと認識して説明しないと、ただお金を漠然に交付金

として与えてるだけじゃないかと。それでいいのかという話もあるわけ  
です。どうでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 この交付金の考え方でございますけれども、この制度を市としては  
全地域に普及をさせていただきたい。この制度の趣旨といたしましては、  
地域の方々に対して、皆さん関心を持とうと。弱い立場におられる方、  
いつかは自分もそうなるかもしれないという中で、その関心を持って  
いただく。その中では地域のいろんな課題も出てくるかと思えますけれど  
も、今回振興会のほうに、中心になることをお願いしておりますが、そ  
ういう地域ごとの課題にこういうお金を使っていたら。

例えば今回サロンにつきましても、普及をしたい。サロンを開いて  
いただくことによって、地域で話し合う場、あるいは連絡をする場をふや  
していただきたいという、接する場をふやしていただきたいというよう  
なことも、一緒に提案をいたしておりますが、そういう形で地域にいろ  
んなことで使っていただけるという趣旨で、この形をとっております  
ので、説明会の中ではその点をしっかり説明をしておりますので、理解  
がいただけるまでその辺しっかり頑張っていきたいと、説明をしていき  
たいと考えております。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 ばらまきにつながりませんか。市民の方から、こればらまきじゃな  
いかといった声も聞かれるんですが、その辺はどうでしょう。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 そういう御意見があったことは私も承知いたしておりますけれども、  
先ほどから説明いたしておりますように、このお金を地域で、例えば振  
興会にいたしましても、さまざまな行事をされておられる中で、やりた  
いことも十分にはできないという状況も含めまして、そういう形で集ま  
る場、地域がそういうことを取り組むことで、集まっていたくわけ  
です。そういうところで有効に活用をしていただきたい。

さらに、交付金という形で用途は定めておりませんが、基本は  
今の生活支援員制度の中でさまざまな取り組みを地域ごとにしていただ  
きたい。そういう思いでございます。決してばらまきではないと考えて  
おります。

よろしく申し上げます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 市民の声を代弁しただけなので、私もその辺であれば理解しておりま  
す。だから、この辺が捉え間違い、捉えられないように、しっかりと説

明責任をしてあげてください。

それと75歳以下の方が必要な方についてはどうなりましょうか。障害者の方、いろんな方々がおられると思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 いろいろ御意見出ましたんで、これ基本的にはみんな反対じゃないんじゃないけど。ばらまきって勝手なこと、3万人はおってんだからおつてです。勝手に。決してばらまきじゃないと思います。自分らの調査するのに、ばらまきって捉える人がおかしいんであって、あんまり気にはしていません。私のところは比較的、電話かかってくるのは非常にいい制度だから早くやってくれと来ます。むしろこれ4地域じゃ困るんじゃないかと。多分議員さんらの地域困るとるんじゃないかと思うんですよ。よそがやってるから。そういう意味では、やっぱり我々も行政も説明しますけど、いわゆるうちの職員もします。議員さん方もその辺の協力してくださいと。何もかも行政がやるというんじゃないしに、そこら協力してもらいたいと。情報提供しますと。これは私が勝手に言い出したことなんで、まだマニュアルなんかできてないんですね、これ全然。だから、これからはその中でつくっていくということなんですよ。

今さっき議員さんが条例化言われましたけど、こういう試行錯誤の中をしっかりと1個ずつ固めていかんと、条例もできないんで、議員さん、議会の立場のことようわかってもらうんで、できないじゃできないって勝手に言えるんですけど、これ慎重にやらないと決めた後になってから、この条例何だったかっていうと困るんで。これ全国に事例がないんですよ、ほとんど。国、県に行っても。だから、そういうとこ理解してもらいたいと。

おっしゃるように、我々このことは市民こぞって、市役所にもこぞってから説明する責任があります。今一生懸命やってもらってるおかげで、かなりの手応えがございます。できれば、今やってることほとんど75歳以上とか以下とかおっしゃいますけど、今試行的に今75って決めとるんですけど、今わしが担当課に言ってるのは、身障者も対象になるよと言ってるんですよ。既になること確約しとるんですよ。こういうことを踏まえていかにやいけんし、幅広いものになってくるんですよ。

今まで全然ゼロだったやつにスタートしてるわけですから、もう100点のことを求められても非常に困るんですけど、前重議員の協力的体制的な質問だと思って私も理解しとるんですけど、後押ししてもらいたいと思います。地域に帰ってですね、行政が説明来んいうたら地域の議員さんも説明してもらいたいと。それでわからなかったら私が説明に行きます。非常にみやすいことなんで、やれ条例がない、法律がないということじゃないんですよ。人生の生活の基本的なことなんで、こういうことをやろうと思ってるんで、しっかりと理解してもらいたいと思います。しっかりとこのことをやらないと、これからの少子高齢化は太刀打ち

できんと思います。よろしくをお願いします。

今の年齢層につきましては、1年とか2年とか試行を兼ねて、どこがええんか、身障者がどこまでやるべきかということをしっかり決めていきたいと。場合によっては今3,000円って決めましたけど、それも変えていくかもわからんし。試行だと思ってから、御理解してもらいたいと。100点じゃないことだけは理解してもらいたいと思います。しっかり頑張ります。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 しっかりと応援していきます。ですから、今の説明も聞いた方によって、認識が違ってるので、その辺しっかりと職員さんもそういう説明に、形になった説明を同じ職員さんが内容ができるようにしとっていただければと思います。ですから、75歳以下の障害者の方も可能ですよということですね。だから、それは知的もおられます。精神的な環境もあります。広いです。幅広いです。そうしたところを今も言われたように、試行と言われましたが、試行は甲田でやられております。副市长のおられる地域ですね。甲田町でもそうしたモデル地域の中で、実施をされてきた中で今回位置づけになったということも聞いておりますので、ぜひその辺も応援していきたいと思います。

最後に、安心創造生活事業の中で、介護サポーターが今見守りをされておりますが、この辺、今後どういう位置づけになってきましようか。これ振興会が全てやっていくのか。それとも今の社会福祉協議会のほうでお願いをして、そのままいくのか。その辺の将来性、お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 御質問の介護サポーターの事業で、見守りをしております。今回、生活支援員制度でも見守りをするという事で、そうなれば優先は当然生活支援員制度の中で活動いただきたい。ただ、先日社会福祉協議会のほうの説明でちょっと御指摘をいただいたんですけども、介護サポーターの方に基本的に500数名おられますけれども、その方にこの制度の中を地域で話をしてもらうこととなりますが、担っていただきたいという思いは持っております、今後サポーターの皆さんの会議の中でも詳細に説明をしていきたいと考えております。ですから、制度上、見守りの制度は、安心生活創造事業から生活支援員制度のほうに移行してまいります。ただ、一遍にっていうわけにいきませんので、取り組んでいただいた地域からそういう形をとりたいと思います。そのための説明をしっかりして御理解をいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 そうしたところも関係団体ですね、外郭団体のほうにもしっかりと説



明責任、部長も行って説明されとると思いますので、いろんなどころへ出られて大変でしょうが、この辺をしっかりと説明責任を果たしてもらいたい。お願いいたします。

いろいろとこの支援員制度、早く進めていかななくてはいけない。私も認識しております。どうか、来年、この前副市長の答弁では、来年の7月、8月かなというお話をお聞きしておりますが、再度この方向性はいつごろにはスタートしたいと、今スタートしとりますが、大体、目標をお伺いしたいと思います。で、終わらせていただきます。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 まずこの制度を市長が先ほど来言っておりますように、地域の中で孤立死、孤独死等が起きない。また日常的な状態の変化を確実に次のサービスにつなげていくというのが、大きな目的の制度です。そういった意味ではできるだけ早い段階で、全ての地域で対応できるようにやっていきたいと思いますが、まず目標としては先般も言わせてもらったように、30年度を最終的な目標として、30年度まで、終盤までですよ。ことを対応していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

以上で、前重昌敬君の質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 15番、無所属、金行哲昭です。よろしくお願ひします。

私は通告どおり、介護サービスについてと29年度基本方針について、大枠2点市長にお聞きします。

2時20分過ぎで眠たいと思いますが、私も単刀直入、市長のほうも的確に答弁をお願いします。

まず、介護サービスについてですが、2018年度の介護報酬改定に向けた議論が厚生労働省の社会保障審議会給付分科会で進んでいますとお聞きしていますが、厳しい財政状況の中に次ぐ、保険費用の抑制を目的に、各サービスの内容や加算条件が一部変更されると新聞等々に出ておりましたが、まずこの介護サービスには3年に1回ですかね。いろいろな変更をなさるといふんですが、介護サービスでは一部変更されるというのはどのようなことがされるのか。今執行部のほうで出てることをお伝えくださいませ。まず1点。

- 先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの「社会保障審議会介護給付費分科会で介護サービスが一部変更されるがどのように変わるのか」という御質問にお答えいたします。  
厚生労働省社会保障審議会介護給付費部会におきましては、本年11月以降、介護給付のもととなる、各種介護サービスの報酬・基準についての審議がなされております。  
平成30年度以降の介護保険法等改正法の大きなポイントとして、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保が挙げられております。  
御理解を賜りますようお願いいたします。  
具体的な内容につきましては、担当部長から説明させますので、どうかよろしく願いいたします。
- 先川議長 引き続き、答弁を求めます。  
福祉保健部長 可愛川實知則君。
- 可愛川福祉保健部長 改正の2つのポイントのうち、まず「地域包括ケアシステムの深化・推進」では、1点目として、自立支援に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進が規定をされ、具体的には、居宅介護支援事業所の指定等に関する権限が、県から保険者である市町に委譲されます。認知症施策の推進についても、制度上明確化されることとなります。  
2点目として、医療・介護の連携も進められ、現行の介護療養型医療施設については、今後6年間で廃止され、医療と生活の場の機能を兼ね備えた新たな介護施設として、介護医療院が創設をされます。  
3点目に、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、高齢者と障害者・児が同一事業所でサービスを受けやすくするために、新たな共生サービスが位置づけられるほか、介護保険適用外施設となっている障害者施設から介護施設に入所した際の保険者についても、出身市町となるよう見直しが行われます。  
一方、介護保険制度の持続可能性の確保では、現在介護保険利用者負担割合が2割となっている方のうち、所得の高い方の負担が3割となることや、2号被保険者、これは医療保険に加入している40歳から64歳の人でございますが、医療保険者の保険料について、これまで各医療保険者の加入者数に応じて負担していたのが、報酬額に応じて負担するよう見直しが行われます。  
今後は、年内に介護報酬改定の基本的な考え方が取りまとめられ、来年1月以降に諮問・答申の後、4月から介護報酬改定となります。  
御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- 先川議長 以上で答弁を終わります。  
15番 金行哲昭君。
- 金行議員 介護はいろいろと深化しとるいうんですが、利用者にとってはやっぱり利用のお金のことが非常に心配で、今も部長が言われましたように、

年金収入額の340万円、あれは出なかったんですが、私が教わったところには306万円以上といった人が、2割から3割となると言われたんですけど、私の聞いたところでは、4月か言われたが、あれはいつから上がるというのは、把握されてますでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 今回の改定は、先ほども述べさせていただきましたが、4月からの改定というふうに伺っておりますし、そのように聞いておりますが、ですので、新年度からこれが適用になるというふうに考えております。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今あの4月からということですが、これが私がお伺いしとったあれですが、私は8月からという、その料金の場合は8月からということで聞いたんですが、それは本人にしたら遅いほうがいいと思います。まあそれは国が決めることですから、そういうことで理解しておきます。

次の質問へ行きます。

自立支援強化のために新たな介護職制度を設けるということも出とるいうんですが、この新たな介護職制度というのは、今のある分とはまた違ういう、それは自立を強化するための介護職だと私は認識しとるんですが、その情報はどの程度執行部のほうへ入ってますか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「自立支援強化のための新たな介護職の制度の創設」についての御質問にお答えいたします。

今後、介護職員の確保が一層困難となることが予想されることから、介護人材の裾野を広げ、介護未経験者の参入を促進するため、介護職員初任者研修、旧2級ヘルパーよりも、より簡素な入門的研修を導入し、多様なニーズに対応できる職種の創設が検討されております。

これにより、高度な資格を持った者は、資格に応じた職務に専念できることから、効率的なサービス提供が期待できることとなります。

今後、国において、具体的な内容が示されるものと考えられますので、その内容により、本市での取り組みの可能性を含め、検討してまいりたいと考えております。

御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 自立支援強化のために介護職を国のほうも考え、担当部会も考えということですが、これもう少し、介護職とはどこまでの、市長が答弁されたんですが、どういうんですかね、楽いうんですか。資格を取りやすいということが、本分だと思うのですが、ルールとか、その資格のとる年数

とかいうのは何かほかにあるんじゃないかと思うんですが、担当課のほうはそれをどう把握されてますか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、介護というのはこれから安芸高田市どんどんふえるばかり、お年寄りがふえるばかりです。子育ても需要がふえるばかりと。問題は介護するには、介護従事者が要ると。子育てするには、子育ての保母さんが要ることなんで、国が言うように、人数が確保できんというのがあるんですよ。ただ、御指摘のようにこの介護というのは、避けて通れんわけですから、安芸高田市バージョンとしてでも、このことをしていかんやいけん。幸い私が市民総ヘルパー構想の中で、2級ヘルパーの養成とか、そういう知識を持った方がおられますんで、そのような方に少し協力を願っていきこうと。資格試験とは別にこれを考えていかんやいけんと思ってます。

この資格要件につきましては、まだ聞いてませんが、いい、後から担当部長が説明しますが、抜本的なことはないと思うんだけど、国がどう言おうと、この町を守っていくためには、誰かが介護せにやいけんわけだから、守れる仕組みづくりをこれから考えていかんやいけん。そういう意味では我が町は先進的な町だと思うんですよ。総ヘルパー構想やってますから。ある程度、そういうことの知識を得ながら、大きい介護についてもこれからの需要についても対処していきたいと思ってますんで、どうかよろしく願いいたしたいと思えます。

資格要件の緩和とか何とかいうことにつきまして、部長、何かあったら。なかったらないと答えてください。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 先ほどの御質問でございますが、現在説明の中でも申し上げたかと思えますけれども、現在検討中ということで、さまざまな制度、まだ確定はいたしておりません。申しわけございません。詳細な部分を現在持っておりませんが、先ほど市長の答弁にありましたように、条件が緩和されるといことで人材確保につながるというふうなところが趣旨かと思えます。

それからもう1点、先ほどの答弁の中で、私間違えて答弁をいたしました。先ほどのいつから適用かという部分で、来年4月からと申しあげましたけれども、先ほどありました利用者負担額につきまして、先ほど議員もおっしゃいましたが、年金収入等が340万円以上の方、これもまだ詳細には決まっておらんので、さまざまな条件の中で、そういう表現であります、それが3割になるというような原案であります、その適用時期は、これに限っては、先ほど議員おっしゃられましたように、今の予定では30年8月というふうになっておりました。先ほど4月と申しあげましたが、大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 ハードルが近くなって、介護士の制度がね、今市長が非常に前向きで、我が市でもどんどんそういう制度をやっつけていかにやいけんじじゃないかいう気持ちでございます。先ほど同僚議員がしましたように、生活支援員制度にしても、我が市が先乗りしてやっつけていくという心構えでございますので、どんどんやってもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

今介護とか自立支援するにしても、私は保健師さんに地域に重要な役目が必要だと思います。今までは産業保健師さんとか、地域保健師さんとか、今問われています高齢者の健康管理を改善する保健師さんとか、非常に必要で、それを重ねる一番かなめになるのがやっぱり安芸高田市の保健師さんを通して、平たく市民に提供していくんじゃないと思うんですが、保健師さんの今の現状はいかがなもんですか。お聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「保健師は地域に必要と考えますが現状は」についての御質問にお答えいたします。

保健師の業務は、地域保健対策の重要な担い手として、乳児の全戸訪問を初め、赤ちゃんから高齢者まで住民の健康を保持増進、及び疾病の予防を図るため、家庭訪問、健康相談、健康教室、健康診断等の事業を実施しております。

医療や介護を必要とする高齢者の増加が懸念される2025年を間近に控え、地域包括ケアシステムの推進、生活習慣病重症化予防等を目的とした、保健師の役割はますます重要となってきております。

少子高齢化が進む中、保健師は住民の命と生活を守る専門職として、市民一人一人が乳幼児期から生涯を通じて自分の健康を自己管理し、健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域で健康づくりや介護予防事業を住民や関連機関・関係組織と一緒に、自助・共助を促し、健康寿命の延伸を目指した取り組みを今後も継続して推進していきたいと思っております。

この事業の展開のためには、ぜひとも保健師さんにおいてもらわんと困るんで、保健師さんの能力を十分発揮できるようなシステムの構築をこれからも図っていききたいとかように思います。

○先川議長 答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 保健師さんの認識は、かなりあれですが、保健師さんは、ちょっと私聞き落としたかもわかりませんが、今何名いらっしゃって、保健師さんでもいろいろ課に担当に分かれていらっしゃると思うんです。ただ一つのところじゃないんか。そこらを御報告お願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 保健師の人数でございますが、4月1日で13名おります。課ごとに申し上げます、社会福祉課に1名、それから子育て支援課に1名、健康長寿課に11名でございます。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 この今課ごとに1名、1名、11名ということですが、市長の答弁のとおり、非常に保健師の役目、非常に過大なもんでございます。保健師さんから聞いても、多いことには越したことはないとは言うてでしょうが、実際にこの保健師さんで今からの高齢社会、また健康寿命を延ばすためには、この人数でいいもんか、悪いもんか、その分析はどのようにされてるのか、どのように考えてるのか、御答弁をお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市における保健師さん、今13名ということでございますけど、これで満足しているということじゃなしに、今の行政改革の中で職員減らさなきゃいけないというところあるんですけど、先般も、昨年あたりも保健師の方々は優先して登用しております。将来的、市民の方々も各支所、支所機能をなくすとか言ってますけど、この医療の形がちょっと見える、健康が見えるということが、見える化が一番大事だと思うんで、そのためにもこういう保健師さんにちゃんと支所を見守ってもらいたいということがございますんで、安芸高田の健康づくりを踏まえた上では、13名が決して多いとは言いませんけど、むしろぜいたくを言えば少ないと思いますけど、こういう今の範囲の中でも健康増進が全部できるような仕組みをとっていききたいと。

そのためには、保健師さんにも、ただ保健という仕事ではなくて、一般行政の仕事も手伝ってもらえるような仕組みづくりもこれから要るんじゃないかと思っておりますので、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 まあそういうことだろうと思います。市長が当面言ってます総ヘルパー構想にも、やっぱり個々の保健師じゃないんですが、それに近い認識を持つということでやっていますが、それらと合わせて、人数は担当課によっていろいろありますし、これは必要だと思ったらどんどん担当課、担当部長、課長は市長、副市長のほうへ行って、これが必要なんだからふやさなきゃいけないという、強い自信を持って、これが健康寿命の総ヘルパー構想にもつながるし、あすの住みよい安芸高田市につながるし、そういうことを考えて行っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

2番目に、29年度の基本方針について、本市が抱える課題は人口減対

策である平成29年度の施政方針に掲げられた未来をつくる投資、市民に元気に活力を与える投資、市民の安全・安心を与える投資を推進してこれらを主要施策にしているという基本方針が大きな柱でございます。それまでこの29年度、今まで12月でございますが、どこまで進捗状態をどのように思っておられますか。市長にお聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「本年度の主要施策の進捗」についての御質問にお答えいたします。

本年2月に当初予算説明をする際、平成29年度安芸高田市当初予算資料で、予算のポイントについて、3つの投資として、主要事業の説明をいたしました。

市の将来をつくる投資では、移住・定住促進や学校教育・子育て支援の充実などを掲げ、起業支援や、保育所及び小・中学校の空調の整備、学校規模適正化の推進、認定こども園の整備等、着実にその事務事業を執行しておるところであります。

また、市民に安全・安心を与える投資では、公共施設、インフラ施設の安全確保や、市民総ヘルパー構想に基づく地域福祉や地域医療の充実を掲げ、本庁第一庁舎の耐震化や生活支援員の配置などを進めておるところであります。

市民に元気と活力を与える投資におきましては、地域の魅力づくりの推進や産業の活性化と地域経済の循環などを掲げ、道の駅整備や田んぼアートプロジェクトの調査検討、ふるさと応援の会の支援や農業後継者の育成・担い手の支援など、それぞれに具体的な事務事業を掲げて取り組んでおるところでございます。

その中でも主要な事務事業につきましては、毎月幹部会議におきまして進捗管理を行い、幹部職員間における情報共有と合意形成の確立を図るとともに、適切な事業執行を図るため、その場で直接指示を行っているところでございます。

事務事業によって進捗の差はございますが、適切な事業執行となるよう、これからも努力してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 まさしく今個々に私が大きく質問したのが、市長がそれをもう少し細かく言ってくださいまして、ことしの9月に安芸高田市まち・ひと・しごとのね、これが非常によきものだと思いますよ。年々のチェックして、達成率というのが出とります。その市長もこれ把握されとると思いますが、市長これパーセンテージといいまして、どの、今年の100%としますと、今年度の今までの達成率パーセンテージで何%いっとるいうところは出ませんか。どのくらいいっとるかというのは、いっとるだけじゃ、あかんこ

れくらいはいつとる等あれば、ちょっと出してもらいたい。そりゃ全部100%じゃございませんので、そのよろしゅうございます。

○先川議長

答弁を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長

まち・ひと・しごと総合戦略の進捗管理でしょうか。今のは今年度の主要事業の進捗管理で言いますと、もう12月に至るところでございますので、おおむね半分以上は進んだと思います。基本的にハードのものは着々と進んでおるところですが、ソフトについては若干おくれとる部分もございますが、おおむね年度内完了でいけるようにということで、今後においても努力されると思っております。

以上です。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

今年度は50%と、いろいろと今年度の目標のハード面はまだ無理というのがあります。

この、まち・ひと・しごとの分は、31年度までのあれでございますので、それを着実に進めていってもらわなくちゃいけないと思います。

最後に市長、今後30年度に向けてもやっぱり、これを柱に政策を新たに設けられると思うんですが、その30年度へ向けての予算時期にもなりますし、30年に向けてのこの含めてのお気持ちがあればお聞きします。

○先川議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

30年度、大変な予算の時期になりますけど、今さっきの人口減対策については、これも継続して頑張るわけで、そのためには具体的にどうしたらいいかということをお示ししていきたいと思います。特に、人口減対策、目標を掲げているわけですから、10年間で3,000人減るところを1,500人にするんだという、これ非常にハードルの高い設定でございますけど、これを守ることによってこの安芸高田市を守るということになりますので、このことを目標に据えながら、教育の面、子育ての面、いろいろとこう今の道の駅等の産地活性化の面、いろいろとこう組み合わせた形で、来年の事業の転換を図っていきたいと思っております。

どっちにしても、定住かなうようなことをしていかないと、よそから見ても、安芸高田市へ行ってみようかという気持ちになるような施策の展開が必要なんで、これ肝を据えて頑張っていきたいと思っております。そのためにも、貯蓄組合になるんじゃないしに、必要な投資はやっぱりこれからも必要だという概念で予算編成を組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

まあ全ては人口減対策、この町を守るためにしっかりと頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。



- 金 行 議 員 必要なところは思い切った投資をし、費用対効果も出ますが、それは全部教育に対してもすぐ出るということもないですが、住みやすい安芸高田市のために全力を私も尽くしますし、皆さんも尽くしましょう。  
終わります。
- 先 川 議 長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
16番 青原敏治君。
- 青 原 議 員 16番、青原敏治でございます。  
通告に基づき、大枠2点、質問させていただきます。  
屋外スピーカーの設置について、昨今北朝鮮のミサイル発射の脅威が社会問題となっており、また異常気象により、時間雨量が100ミリを超える現象が各地で発生しております。市民の生命・財産を守るために、防災上、市内どこでもいち早く情報が伝達する必要があるというふうに思います。  
今、室内ではお太助フォンによる情報を得ることはできるが、屋外スピーカーの必要性を多くの市民の方から寄せられているものでございます。これまでも検討するという御答弁でございますが、いま一度市長の見解をお伺いをしたいというふうに思います。
- 先 川 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜 田 市 長 ただいまの「屋外スピーカーの設置について」の御質問にお答えいたします。  
以前にも答弁をさせていただきましたが、屋外スピーカーを設置して、放送網を整備するには、初期投資費用や維持管理費など、財政的な面を考慮する必要があります。  
また、屋外スピーカーの問題点といたしましては、豪雨時には音が聞き取りにくくなることが考えられます。本市における避難情報の第一の伝達手段はお太助フォンになりますが、これ以外に緊急速報メールや広島県防災情報システムがあります。  
北朝鮮のミサイルの場合には、内閣府からいち早く緊急速報メールが配信され、大音量で警報音が流れます。最近は多くの方が携帯電話を所持されており、屋外であっても警報を察知しやすい環境にあるものと考えております。  
今大事なことは、これらのことを自主防災組織等を通じて、広く市民に啓発をしていくということを感じております。屋外へのスピーカーにつきましては、当面検討課題としていきたいと思っております。  
御理解を賜りますようお願いいたします。
- 先 川 議 長 以上で、答弁を終わります。  
16番 青原敏治君。
- 青 原 議 員 当面は検討課題ということですが、私はですね、やはり今安芸高田市も高齢化率が30何%という高い水準になつていきますね。それは携帯電話

を持っておられる方もおられると思いますけど、なかなかそこまでの伝達はいかないんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、やっぱり室内では市長が言われたように、お太助フォン等々があるんで何とかなるというふうに思いますけど、日中間こうにもなかなか情報が伝わってこない、ましてや11月にも北朝鮮のほうがミサイルを発射しましたね。それらでも、万が一日本に来た場合、それすぐ伝達できますか。Jアラート等のあれもあるでしょうし、そういうのをやっぱり屋外におってもすぐわかるような方法をとることが、やはり市民の安心安全を守る手だての一つじゃないかというふうに私は思う。

やらずして悔いるより、やって悔いるほうがええんじゃないかというふうに私は思います。あがなものは要らんかったよの、と言われるぐらい使わんほうがええんですよ。こういうものは、が、しかし、なかったら使えんです。私はそういうふうに思います。やっぱり市民の安心安全を守るには、行政もしっかりそこは見据えて、万全の態勢をつくってもらわんと、私は困るんじゃないかなというふうに思うんですが、再度市長のお考えをお伺いします。

○先川議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　緊急性、まああれば越したことはないんですけど、今の時期にこういう、これ10億以上かかりますよ。こういうことをかけてやるのがベターかどうか、費用対効果の話です。私は今行政的にはこのことはまだJアラートとか、今の緊急速報メールとか、広島県のほうもそう言ってますんで、それで対応したらいいと思ってますよ。で、緊急時に放っとくというんじゃないしに、こういうできる手段を市民には伝えていくということです。

ここの町はそんなものに対応できるような予算的余裕は今ないと思います。国の事業としてやられるのはまた別の話ですけど、これこのことは大事なことなんだけど、費用対効果からすれば、ちょっと後回しになるんじゃないかという私の判断でございますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 　以上で、答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 　今市長の口からいみじくも費用対効果というような言葉が出たんですが、やらにやいけんことはようけあるんですね。お金がないから、じゃあ、やらんというんであれば、無駄遣いをせにやええんです。はっきり。無駄遣いせんかったら、今のスピーカーつけるぐらいの銭は出ますよ。十分。今危機管理課のほうで調べたんじゃないですか。私言うたですよ。総務省が補助金出してやるという。調べとってんですか。そういうの。それへ乗ってやれば、私はそのぐらいお金は十分に出るんじゃないかというふうな思いです。無駄遣いをせんのです。

この前もテレビでやりよったですがね、無駄遣いせんこうに、極力自

治振興子育て支援をやるという自治体もあるじゃないですか。道路工事でも、地域の人が出て道路工事しよるじゃないですか。そういう自治体もあるんですよ。まだそこまで安芸高田市は行ってないですよ。

だから無駄遣いをせんこうに、やっぱり必要なものを先にやっていくというのが私は正解じゃないかなというふうに思う。これ何回も言うとります。だから検討されるというのはわかりますけど、ほいじゃどこまで検討されたんかというのをね、私が言うともあるんですよ。総務省が補助金出してつくっちゃろうという話があるじゃないですか。どこまで調べとってんですか。ちょっと聞かせてください。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 総務省消防庁が持っている補助事業の中に、防災行政無線にかかわる事業に対する補助というのはあるというふうに承知しております。ただこれも補助率は100%ではありませんので、当然市の持ち出しもありますし、それにかかわる市債、いわゆる起債を、でもって将来に借金が残るという仕組みでの事業推進はできます。ですけれども、先ほど市長が申し上げますように、それに対する投資としては10億を超えるだろうというふうに試算をしておりますので、これはいわゆるお太助フォンを整備するときに、どの手法を選ぶかということであつたんそこで政策決定をして、お太助フォン、これに40億余りをかけたというのがありますから、そこでいったん政策決定がされておるというふうに思います。

いろんな事務事業、我々も行政改革、あるいは職員の定員適正化計画の中で、職員が削減を含めて無駄遣いのないような形でいろんな経費の切り詰めはしてきておりますから、これは引き続きこれを進めていきたいと思えます。が、先ほど市長が申し上げますように、事業の優先順位からすると、やはりそれは先ほど申し上げましたように、お太助フォンを整備した時点で一つの方向性を出しておりますから、今議員御提案の部分については、やはり今は検討課題であるというふうに市長のほうからお答えをさせていただいたとおりでろうというふうに思います。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 お太助フォンに40億かけてやられたと。これは市長肝いりのCBBSですか。あそこがやったと。まだ回線空いとるじゃないですか。なんでそれができんのですか。言えんのですか、それは。使えんのですか。市長最初はこれでやったら、かなりのことはできますよということをおっしゃるとるじゃないですか。市長が。それできないんですか。まだ回線が空いとるいう中で、ほいじゃ何でできんのかいうのをちょっと説明してください。

○先川議長 答弁を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 光ケーブルにおける容量の部分はあるとは思いますが、先ほどから何回も市長、総務部長が申しましたように、新たな部分への投資という部分での解釈で答弁をさせてもらっていますので、同様の考えであります。

○先川議長 答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 おかしいことはないですか、そりゃ。あれだけ鳴り物入りでつくったお太助フォンですよ。企業のためにつくったというのはわかりますよ。ほいじゃ市民のために何ができたか。お太助フォンつけて。お太助フォンの加入率何%ですか。今若い人なんかほとんどついてないですよ。ほとんど言うことはないけど。新しく入居してくる方なんか。つけてないです。えかったらつけるはずでしょうが。

まあこれもあとの2番目に関連してくると思うんですがね。やっぱりつけてない、加入率が少ないということはですよ、それだけ情報がおくれとるということですよ。私はぜひともこれをつくっていただきたい。お金はない言われたけど、あるじゃないですか。何ぼでも。

この前も言うたですよ。市長が何ぼでもあるいうて。必要だから言いよるんです。これは市民の方が言いよるんですよ。わしが言いよるんじゃないですよ。市民の方が言われとるんですよ、実際に。わしら困るよのうと。それも高齢者の人が。携帯電話もなけらにゃ、いろいろ操作することもわしらはようせん。どうなんですか、それは。お太助フォンはついとつても聞こえんわあのと。外行ったときには、とんとちんぷんかんぷんよというような状況ですよ。

やっぱりそれを一つでも二つでも少なくするというのが、行政のわしは努めじゃないかというふうに思いますよ。再度お伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどから申しましているように、必要ではないというんじゃないに、現時点で安芸高田市が費用対効果考えた場合に率先する事業かどうかということを検討しとるわけですよ。今、市民が言うておられますと言うけど、私のところにはお太助フォンがええっていう人がいっぱい来ますよ、電話。一人二人反対おってですよ。そりゃ。おってんですけど、そういう人がおったら、我々も説明いたしますので、市長室に来てもらうてください。ちゃんと説明いたします。

まあ、そりゃいいんじゃないけど、まずはほいじゃ今の状況の中で、この市民の皆さんがそれを理解されるかと。これ全部ほかのものをやめてからやれとかいうことには、私はならんと思うんですよ。議員さん、一人の意見だと思っんです。ここの中で。そういうことを議会でね、皆さんが吟味しながらちゃんと議論してもらいたいと。どうしても必要なことなら、私もほかを抑えてやりたいんだけど、今のところ、ほかを抑えてもやるような費用対効果がないと私は判断しております。これは。

ほいで、それよりほかにも例えば国交省の防災無線とかも話してますけど、なかなか範囲の問題とか課題がございます。せんというんじゃないしに、こういう満遍の対策をとった結果がこうだと言ってるわけで、重んじてもらいたいと。

それから、無駄遣い、無駄遣い言われますけど、ちゃんとうちも行政改革やっとするわけでございまして、それは全部市民の方に草とってもらえとかね、できんようなこと言ってもしょうがない。ただ、現実合うたようなことを現実に沿って今施策の展開しているわけでございますので、そこは御理解してもらいたいと思います。

決してあなたがどうこういうんじゃないしに、必要性はわかっても、今の時点で今やるべきじゃないかという我々の判断でございますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 今ですね、今は検討と、今やるべきではないというような判断をされとるんですが、私は必要だろうというふうに思います。これが人口減対策であり、子育て支援であり、いろんなことに結ぶんですよ。結びついとるんですよ。安全でないところは来んですよ。環境が悪いところには来んですよ。何ぼ言うても。

やっぱりそこらを見据えた上で、やっぱり今要るか要らんかというのは、しっかり考えていただいて、もう一度考え直していただいて、私はぜひ屋外スピーカーをつけていただきたい、いうふうに思いますよ。それがこの市にとって人口減対策であり、子育て支援であり、いろんなことに役立つんじゃないかというふうな思いも私は持っておりますよ。市民の方も言われとりますよ、これは。それは市長さん、わしのとこには何もなかったいうものはおりやあせんですよ。そうでしょ。あんたここが悪いけえこがにしてくれやいうようなことはまずないと思いますよ。そりゃ支持者の人ばかりですから。

そうじゃない、そうでない人もおられるわけですから。そこらはね、やっぱり謙虚に受けとめていただいて、しっかりもう一度考えていただきたいというふうに思います。

まあ水かけ論になってもしょうがないんで、次の質問に移ります。

新たなお太助フォンの設置について、全市で全ての予算で人口減対策を打ち出してるが、新しく定住する人、これに対して設置費用の助成制度をお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「本市は全ての予算で人口減対策を打ち立てているが、新しく定住する人に対してのお太助フォンの設置費用の助成制度について」の御質問にお答えいたします。

平成25年度より行政告知サービスをお太助フォンで運用を行っており

ます。現在のサービスの利用状況は、お太助フォンのみのサービスが6,138件、インターネットサービスとお太助フォンの両方の方のサービスが3,573件、インターネットサービスのみが377件となっております。

お尋ねの新しくお太助フォンを設置される方についての助成制度は、本年6月の第2回市議会定例会において議決をいただき、7月から設置に係る費用につきましては、1万5,000円を超える額の1/2について、上限を定めて補助を行い、加入促進を行っているところでございます。

今後とも、お太助フォンの加入促進の取り組みを行ってまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 市民に負担を願うというのは、当然なことだろうというふうに思いますけど。今ですね、八千代の場合ですが、お太助フォンを今のアパートなんかはほとんどつけてないですね。何でか。高いんです。実際のところが。ましてや、これを今度はアパートへ住んでおられる方が一軒家を建てた。移転費用4万何ぼ、加えて1万5,000円のプラス。4万何ぼの2分の1ですから2万円は補助してくれてんじやが、実質的には3万何ぼ払わにゃいけないのですよ。あれだったら今携帯電話があれば普及しとるんですから、わしゃつけんよと。いうふうになってくるんですよ。そうすると、いろんな情報その人らにはいかんということなんです。お太助フォンの情報が携帯電話へいかんのと一緒ですよ。あれじゃいけないのじゃないかなというふうな思いがする。

やっぱり、当初つけたように、そりゃ数はしれとりますよ。新築された場合に、そこへお太助フォンつけてあげる。共用費500円はもらいますよ、当然。そういうようなやり方をしないと、やっぱり人口減や若者定住じゃ言われも、なかなかええことにならんですよ。逆行しとるんじゃないかと思えますよ。口じゃええのを言うといて、ここじゃこがになる。そりゃあね矛盾しとるような気がするんですが。そういうところを踏まえて、再度答弁をお願いしたいと思えます。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 受益者負担につきましては、非常に難しい課題でございます。これある程度受益者の方々に負担をお願いするということは、やっぱり説明責任もありますし。このたびのお太助につきましては、いわゆる先般の議会で承認してもらったように、設置費の2分の1をするんだということを取り決めしましたんで。今後このようなことで支障あるようななかったら、また制度の見直しについても考えていきたいと、かように思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 今後、今後じゃあ、いつまでたっても人口減対策のあれにはならんというふうに私は思う。やっぱり英断をもって、この12月は無理にしても、

3月定例で予算化してきちっとするというようなお約束をしていただきたいというふうに思うんですが、そこらあたりの考え方どうですか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この今まで1,500円、2分の1というのも天ぷらで決めたわけじゃないです。ただ、このことがこれやったら定住促進につながるかいうたら、つながらんですよ、絶対に。ただ、どのことがうちにとって一番ええのかということは、真剣に考えていかにやいかんと。これも協議した結果でございますので、今後課題として受けとめて、これ安うしたほうが定住へつながるといふことであれば、やっぱりそういう方向で考えていきたいと。皆さんに説明していきたいと。かように思いますので、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 考え方が違うんかどうかいというのは、私もようわかりませんが、これ市民の要望でございますので、あれなんです、卵が先か鶏が先かいう話になるかもわからんが、やっとして来てもらうんがええんか、ほいじゃ様子を見て来てもらうんがええんか、私はそういう制度をつくって来てもらうほうが定住対策にはつながるといふふうに思います。

今何の不自由もないんですよ。携帯電話があるから。今登録なんかでも、みな携帯電話の番号書くじゃないですか。備えつけの電話なんか書きやせんですよ、今ごろ。何でお太助フォンつけにやいけんかいうことになる、やっぱりそれだけの市の情報、いろんなことが耳に入ってくる、ああそうよというようにことが伝わってくるんですよ。そういうことができれば市の活性化にもつながるんじゃないですか。私はそういうふうに思いますよ。

だから、やっぱりお太助フォンにしても屋外スピーカーも一緒ですよ。やって来てもらうんがええんか、やらずに来て後からやるんがええんか、その考え方のあれだろう思いますよ。私はね。だから、お太助フォンについては、やはり3月定例ではきちっと対処しますよと。いうことを言っていたら、私はありがたいなというふうに思いますよ。まあ、それはいろいろ検討せにやいけんかもわからんですよ、6月にやっとしてですから。それは私もよう承知して、今回の質問しとるんですから。まあそこらあたりをどなたが答えてんかわかりませんが、しっかり答えていただいて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 無線の問題にしても、お太助フォンにしても、そりゃ個人的にはこれがええとかじゃなしに、全体を考えたときに、この費用対効果どうあるかと再度検討いたしまして、次のステップへいきたいと思いますので、御理解してください。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

16番 青原敏治君。

○青原議員 今市長さんの前向きな発言をいただきましたので、期待をして私の質問を終わります。

○先川議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

この際、15時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時16分 休憩

午後 3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 皆さん、こんにちは。

私も新人議員であります新田議員のように、こう見えても議員最年少で一番若いんで、きょう最後皆さんお疲れですが、張り切って頑張りますんで、よろしくをお願いします。

また、きょうは皆さんにも言いにくい質問であり、また同僚議員からも苦情が来るとような質問内容になつとりますが、負けずにしっかり進めていきますんで、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして質問に入ります。

一つ目の質問に入ります。

副市長2名体制の導入について伺います。

当市は、合併してから2名体制から1名にした経緯はありますが、現在当市は合併後、人口減少の影響等も踏まえ、職員削減を行財政改革の一環として進めておられます。今後も職員が減る中、一方では企業誘致、観光客数増加等、重要な課題に対し結果を求められている現状があります。

将来、少ない職員数で対応するためにも、上司に当たる特別管理職である副市長の2名体制の復活と伺いますか、確立が不可欠と私は考えておりますが、見解を伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「副市長2名体制の導入について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、当市におきましては、合併来、人口規模、財政規模に見合う職員数のあり方を毎年近隣他市並びに類似団体などとも比較し、検証しながら定員適正化計画に基づき、職員数の削減に取り組んできたところであります。

一方、副市長の体制には、2人体制とした時期もございましたが、いわゆる合併直後の特殊事情ということもあり、1年半という短期間で、



平成20年の当初からは地方自治法の定めるところにより、副市長の定数は条例で1名としております。

また、議員御指摘の企業誘致や観光振興、ひいては人口減対策のための総合的な施策の推進に、戦略的、かつ迅速に対応する司令塔として、複数の副市長を選任する効果と優位性はあるものの、現時点では現体制の維持を考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。その分、私を含め、特別職の三役はもとより、部長、課長職等、全職員により、そうした行政課題、とりわけ人口減対策には全力で取り組んでいくこととしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 今、時代の流れとともに、今までの経緯、今の財政状況等踏まえて、今皆さん頑張られておりますので、現状の体制については私も特に異議あるわけじゃないんですが、先ほど題目にも言いましたように、今後さらに加速していくであろう地方分権への流れの中で、安芸高田市の個性をさらに発揮して、市民満足度を高める施策を展開できる行政体として体力アップしていく必要があると、私は感じております。

そうした中で、今ざっと自分が上げるだけじゃ足りないんですが、先ほどきょういろいろ同僚議員からも質問ありましたように、生活支援員制度を含む地域包括ケアシステムの構築、また道の駅整備事業、田んぼアート事業も先ほど金行議員のときにやっていくと。その中でまた企業誘致、ふるさと応援の会との連携を踏まえて、結果を残していかないといけない。また、農家所得の向上、担い手の解消、鳥獣害対策、ジビエ事業の今後の展開、さらには若者定住、出生率、出生数の増加とそして超高齢化時代への対策、多文化の推進、水道料金上昇への対応等、もう課題が山積しとるわけですね。

そうした中、人口減少に歯どめをかける、また公共施設30%削減を20年以内にやっていく。教育水準を向上して、小学校も統合を進めていく。そういった課題山積なんですよね。

今、副市長が1人で物足りん言いよるんじゃないんです。やることが山積して、今市長初め大変頑張られと思うんですが、やはり今現状の職員数であれば何とかいけるとは思うんですが、今のまま、まだ現在は人口減少歯どめもかかっておらず、職員数も今後も踏まえて計画ではまだ削減していくと。

そうしたときに、また途中合併後の行革の一端で、何年間か新規採用もしてない時期があります。職員の世代でも途中で今皆さん管理職さんが一定程度退職された後、職員のスキルがちょっと落ちるんじゃないかと想定も自分はしております。

そうした中、やっぱり管理職、まあ副市長レベルが2人程度でしっかり役割分担して上司がしっかり安心した人がおられると、部下のほうも安心して職務に取り組めるんじゃないかと。またそのほうでは再任用制

度とか皆さんが残ってもらって引き継いでやっていくという手法もあるんですが、どうしても私は心配でなりません。その辺踏まえて市長の任期中に1名にされた流れはあるんですが、今すぐせえとは言わんのですが、そういうのを想定して再度検討してみる考えがないか、再度伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。今安芸高田市、さっき言われたように事業が山積していると。山積しているばかりじゃなしに、成果を上げんにやいけんのであって、人材が要ります。こういう意味からすれば、本気で人材のことを考えていかにやいけんと思っています。副市長というんじゃなしに、専門職を置くというのも手かもわかりません。とにかく、ここはしのがないと、成果が出て来んような気がいたします。今、応援の会にしても、企業誘致は全部応援の会にボランティアに任じたような格好になってるんで、それでもええのかということになるんで、本来の我々の仕事もちょっとしてかにやいけないうんで、そのためには動く人が要るということになります、人材。

人をふやすんじゃなしに、人材だと思ふんですよ、ちゃんとする人を備えたらほとんどいいと思ふんで、これはという人材がおれば、やっぱりこれからも考えていかにやいかんと。今私申したように1人でええとかそういうことじゃなしに、これから事業量を考えたときに、どうあるべきかというのはいま一度検討する価値はあるんじゃないかと思っております。

個人的にも多文化共生とか道の駅とかようけあるんでね、このことを全部1人の担当職員にうわっぺらだけ外へ行けと言うんじゃなしに、実のあるものにしようと思うたらやっぱりそういう検討も要るんじゃないかと思っております。

ちょっと時間もらわにやいけんし、うちの中でも協議していくし、要は人口減対策の事業が流れるかどうかというのが基本的な問題なんで、努めます。組織つくらんでも委託で流れるというなら委託してもええんですよ、今度。と思ふんで、まあいろんな手法、この問題はうちの大きな例えば今の部制の問題にもかかってくるんです。課長どうおきやええかとか、部をどうおきやええかとかいうこともあるんで、大きな見地でまた考えていきたいと思ふますので、御理解をしてもらいたいと思ふます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 ぜひ検討していただくという前向きな答弁いただきましたんで、本当ですね、時代は日進月歩のごとく変わっていきますんで、当時は2名から行革の観点も踏まえていろいろあったと思ふんですが、1名に減らされた経緯も十分わかっております。市長もまた今後を踏まえていろんな手法を取り入れながら人材確保について、その一環として副市長はまた検

討はしてみるとという解釈を自分はさしてもらいましたんで、ぜひですね、まあ今本当市長も認識されておるように、今やるだけじゃなしに本当結果を出してもらわにゃいけないのですよね。今ずらっと言った課題を仕上げてもらわにゃいけないのですね。で、最終的に人口減少に結果を出してもらおう。

本当まあ市長、副市長大変だと思うんで、やっぱりその辺踏まえて人材確保いう点も踏まえて、ぜひ再検討していただきたいと。もう1人の副市長の役目はですね、いろいろ考え方によれば、国、県の人から連れてくるいうのもあるでしょうし、一方では外部から極端に言うたら今のふるさと応援の会のよくやっていただいて民間の業績経歴や最後ふるさとに恩返しするんじゃない意味で、そういう外部の人を呼んでくるもよし、私はこういうもう1人副市長また再度取り入れたらどうかという意味も踏まえて、ちょっと提言してますんで、ぜひもう一度検討していただきたいと思います。

それでは、次の本当あんまり言いたくないんですが、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問として、庁舎内禁煙について伺います。

ことしをもって庁舎内禁煙となりますが、事由としては健康促進のためとなっております。これは国からの流れを受けてそういう事由となっております。その流れで当市も展開するわけですが、一方では庁舎外に喫煙所を設置する予定であります。本音と建前というのがありますが、この文書の流れだけでいきますと、全く目的が理解できないんですが、見解を伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「庁舎内禁煙について」の御質問にお答えいたします。

受動喫煙等たばこの人体に与える影響が懸念をされ、その防止対策への取り組みが強化される中、当市におきましても平成30年の1月から建物内の喫煙室を廃止いたし、建物内全面禁煙を実施することとしております。このことによって、喫煙場所が屋外の1カ所になることで、副流煙等によるたばこの影響は極力減少するものと考えております。

また、先般、喫煙者も非喫煙者も含む全職員に対し、吉田総合病院の先生による、たばこによる健康被害の実態の話など、研修を通して啓発をしていることから、これを機に喫煙率も下がることを期待しつつ、また促進しながら一定の効果はあるものと考えております。

しかしながら、敷地内が全面禁煙となっていないことから、議員御指摘のとおり、たばこの影響が全てなくなったとは言えません。今回の措置は、敷地内、場合によっては一定のエリア内における全面禁煙に向けての当面の取り組みとして捉えております。時代の流れ、趨勢は議員の御指摘のとおりと考えます。

今後におきましては、このたびの取り組み状況を見定めながら、見き

わめながら、その対策を強化してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。当面はこういう形でやっていくということで御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 当面は理解してくださいということなのですが、できません。

というのはですね、ちょうどこれも不思議な縁で、私も2010年の7年前ですね、12月10日まで1日60本吸うとりました。ちょうどきょう12月11日からやめました。7年前は吸いたい、吸いたいで叫びよりました。この時間帯ですかね。工場内で吸いたって叫びよりました。もう根性でやめました。もうそのときは、死んでも吸いたいかと、はいと先生に答えました。

だけど最後は娘さんとかおらんか言われて、おります言うた流れで、今あなたが亡くなったら娘さんどう思いますかとじっくり尋問されて、どうにも、今死なれませんかと誘導されてやめる決意をしました。本当これをきっかけに、吉田病院とかでもそういうこともされていいことされております。ぜひ、ここで皆さん大変苦しいとは思いますが、私も苦しみました。まあ同僚議員も今吸う人はやっぱりおって、今も控室で言うんかいという声もあります。

しかしですね、もう職員さん、まあ一方ではたばこ休憩はいかなもんかというような民間では厳しい意見も実際ありますんで、そこらも踏まえてまた民間データでいけば、14%の企業が敷地内、構内、全面禁煙です。で約40%の企業がこういう庁舎内、工場内禁煙で公舎内ではそういう喫煙所設けて今当市が進めようとする健康への第一歩ということで進められとるんで、まあ最初の文章では極端に全く目的が理解できんとか書いたんですが、一定の理解はします。

しかし、やっぱり皆さんが今健康寿命を延ばしていこうと、市長をはじめ推進されとるんです。その推進されとる以上、中途半端なことをせずに、やっぱり思い切って喫煙所は設けないという、市長をはじめ、もう決断していただきたいんですが、再度お考え伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私もですね、今玉重議員言われたように、18年ぐらい前は60本、3箱よのう。あと会議やりよったら、4箱目がなくなっておるような状況でした。ほいで、わしもあんた死んでもええんかというようなことになったんですけど、まあ現在こうしてやめてますけど、やっぱり最後は家族とかの健康状況と思います。

このことはしっかりこれからも啓発していかんやいけんと思うんですけど、これ一応こういう方針を、これも抵抗あったんですよ。いきなりこうということは。あったんで、今回はこういうことでいくとして、終局の早い時期に全面禁煙という形に持っていくように、また市民啓発な

りかけていきたいと。

ほいで、一つは本当言うたら、議員さんが議員立法されてもいいんですよ。議員が全部全面禁煙だということを言われてもええんですよ。このたびは敬意を表して私のほうが提案しよるわけですけどね。こういうことはお互いの給料と一緒にですから、自分で決められても結構なんでそういうことを踏まえてまた提案してきてもらいたいと思います。

絶対には、健康長寿とか健康対策やっているのに、おかしいじゃないかということがごもっともでございますけど、先ほどの答弁と同じことになるんですけど、一応全体を配慮しながら、早い時期にええ形に持っていくということで御理解していただきたいと思います。決して私もその気持ちはわかります。60本吸ってました。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 理解はしてあげたいんじゃないけど、またちょっと細かい話を加えて理解できません。

というのが、一つ参考なんですけど、去年2016年ですね、横浜市では職員がかなりおりまして、横浜市の市の職員の喫煙者が約4,000人が大体移動時間を踏まえて、1日35分のたばこを、ここではたばこ休憩をとったとされております。それは、市議会議員が予算特別委員会で、提示されたみたいですが、年間で約15億4,000万の損失になり、時間にして計19日間休んだことに相当すると試算を出されております。

その中で、今実際、多くの自治体が、今当市が進めようとしようみたい、勤務中、時間中の喫煙に関して、休憩の一部として度が過ぎない限り認める自治体が依然として多いものの、禁止する自治体は増加傾向にありますという情報があります。

ちなみに、今急に言うて申しわけないんですが、うちの職員さんでどれぐらいの人数が喫煙され、大体今の分煙室がある中で、1日何分ぐらい、たばこで時間とられておるのか。また今後喫煙所を設けた場合、どれぐらい時間を見込んでおるのか。その辺とですね、今分煙室何カ所あって、それをつくったときにどれぐらい費用投資しているのか。それをまた今度改造する予定ですよね。改造費、そしてまた新設で外につくる。その費用を踏むと、今市長が言うように段階を踏んでとは理解してあげたいんですが、先ほど同僚議員が無駄を減らせというのをはっきり言われました。私それ無駄じゃと思うんですが、その辺の観点も踏まえて答弁願います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 何点かお答えの用意してないものもありますので、御容赦いただきたいと思いますが、職員の喫煙率、これ全国的な喫煙率とほぼ同じだったと記憶しておりまして、2割ぐらいじゃないかというふうに思います。それで、議員が途中おっしゃられたように、職員がたばこを吸いに行く

時間は、やはり例えば職員が私でしたらトイレに行く、あるいはちょっと長い休憩であればコーヒーを買いに行ってコーヒーを飲むとかですね。そういった時間は容赦できる範囲だろうと思いますので、それと同等と考えて、議員途中で御紹介があったと思いますが、その内容を越えてはいないという判断しております。

ですから、時間がどれぐらいかかっておるかとか、そういった視点ではかったこともありませんし、計算したこともないので、その部分の数字は持ち合わせておりません。

それと、庁舎を建設時に喫煙室をどれぐらいの費用でその場所設けたか。この部分も正直申し上げてわかりません。持ち合わせておりません。今じゃあ改造はということも具体的な数字はありませんけれども、クロスを張りかえたりとか、真ん中に煙を吸い取るクリーナーがあります。これの撤去とか、費用的にはかかると思っております。これを機に、議員御指摘のように職員も禁煙に取り組むということでの市としての互助会もありますし、衛生委員会というのもありまして、そういったところで会報紙なんかも出して、禁煙のための取り組みの支援というのがありますので、そういった面でかかわっていきたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 今データを持ち合わせてないということなんで、きょう今私提案しましたんで、ぜひ統計をとっていただきたいと。またそういう実績もとってまた全員協議会なりに返答していただきたいと思います。

そして、さらにはもう一個聞きたいのが、新しくつくる場合は、それこそ市民さんも吸うことも想定されて、その2割程度の職員さんが吸うのも想定された場合、またどれぐらいの大きさをつくるのかと。そしてまた予算も何ぼになるのかというの、今はまだ決まってないでしょうから、その辺も想定して報告いただきたいと思います。

まあ今の無駄をなくせというのは、同僚議員さんもたばこ吸うてですから、もちろん我慢してもらうのも踏まえて私今言いよりもですんで、皆さんばかりじゃないんで。議員さんちょっと冷たい視線を感じとるんですが、同僚にも向けて今言っておりますんで、ぜひよく計算して、労働組合の中でもその辺をしっかりともう一度議論して行って、ほんまにつくるんかどうか、検討再度していただきたいと。

ちなみに、今、度が過ぎない程度では理解するんですが、これ社労士からも確認をとっておりますが、一方では会社等で喫煙を禁止するルールを設けること自体は、職務専念義務というのがありますんで、就業時間中禁煙いうて決めることは問題ありませんので、また認める場合でも1日の回数を何回って設けることも可能でありますので、しっかり勉強していただいて、職務専念義務というのがあるので、コーヒーもどうなんかわかりませんよ。その辺踏まえて、民間は厳しいです。ちなみに、うちも職員はかわいそうなんですけど、従業員もかわいそうなんですけど、自分

と代表取締役が禁煙しましたんで、分煙室はあるんですが、勤務中は吸わないと。休憩時間は何ぼでも吸うていいというふうに徹底します。

ですから、私としては今分煙室は残してもいいと思います。で、休憩時間はさ一つと行って吸うのは問題ないんじゃないかと思うんですが、まあ一応ことし以内に禁煙というのは決めたんで、もうそこは変えられないんですが、ぜひそういう職務専念義務ということもありますんで、しっかり組合員の中でもそこをもんで、最初に戻るんですが、市民健康長寿を目指すといううえでは、しっかり税金払いよるんでいう声も聞くんですが、市長先頭に市が掲げている以上は、やっぱり私個人としては設けるべきではない。皆さん我慢してもろうて、苦しみながら、やめていってもらうのが、一番いいと思います。再度その辺を申し述べまして、市長の意気込みか、まあどなたか答えていただければと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 1点、前の質問に対してお答えをしてなかったものですから、また再度おっしゃっていただいた部分に答えなくてはいけないと思います。

新たに建物外に、外の空間になりますけれども、設けることとしておる部分については、例えば囲いをつくるとか、そういったことは一切今のところ考えておりませんので、火事にならないように管理をしていくという前提で灰皿だけを置くということとしております。

それで、再度ということでもありますので、またさらにこれは職員に対しても、庁舎を使われる方、全体に対して、禁煙ということの呼びかけはあらゆることを通して行っていきたいと思います。

議員おっしゃられるように、厳しく言えば確かにそのとおりで職務専念義務のある職員に対しては、厳しく言えばそういうことだろうと思います。それと、東京オリンピック、パラリンピックを見ても、日本全体の議論も少し後ろ向きなところがある中では、日本全体がやっぱりそういう方向に向かっていくんだらうと思いますので、今後は、それに合わせていかなくてはいけないでしょうし、先ほど来市長が申し上げますように、これはやはり一つの経過を踏まえてのステップということで、なるべく早いうちに、これは今度は敷地内全面禁煙ということへ向かっての取り組みにかかってくるんだらうというふうに思いますので、まあ議員の皆さんも吸っておられる方も多数いらっしゃると思いますので、同じ御理解をいただけるように努めてまいりたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 今の答弁で、たばこの灰皿だけを設置しての喫煙場所かというイメージを受けたんですが、そうすると今度は一般的に市民さんから、まあ職員はいつも外でたばこ吸いよるのうと苦情が想定されますが、その辺はどう対応する予定でしょうか。伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 そのように御指摘を受けないように、職員には注意をしなくてはいいのですが、例えば他の市のことで申しわけないんですが、言わしていただくと、そういう状況においたときに、近隣のコンビニの外の灰皿のところに行って吸いよるということも一時問題になったりしました。ですから、そういったことの指摘を受けないためにも、やはり市が管理できるところで、十分今のうちはそこで様子を見ていく。さらには強化をしていくということだろうと思いますので、議員御指摘の点は十分理解したいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 そこらも想定されるんですが、きょう今自分がしつこう今言いよるんは何か言うたら、自分が病院の先生に誘導されてやめるほうに立ったように、今皆さんを自分は誘導しよるわけですが、まあそこまでして皆さん、市民の目をおびえながら吸いたいんでしょうか。伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議員も市長もおっしゃられたんで、私のことを申し上げると、私も15年前までは対外的には1箱と言ってましたが、2箱は吸っておりましたし、その後懇親会があれば、さらにその倍ぐらひは吸ってました。ですから、やめるときの苦しみはよくわかります。で、恐らく職員も同じ状況であると思います。そのために必要な支援は、今もしておりますが、禁煙外来の紹介とか、そういったとこでしっかりやっていきたいと思ひます。決して、どういひますか。好んで吸うというよりも、やめたくてそういう気持ちを十分持っておる人のほうが、私は多いと思ひております。

○先川議長 答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 市長も総務部長も私も苦しんでやめたんですが、そうなる副市長あたりが決断してもらえれば結構話が前に進むんかなと思われるんですが、ちょっと副市長見解があれば伺ひます。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 本来庁舎を建てるときも、合併後の新庁舎を建てるときも、いろいろ議会のほうとも議論させていただく中で、まずは完全分煙いう形からやっっていこうという議員さん、市民の合意いただける中でやってまいりました。また、これからの中には段階をおいて先ほども市長、総務部長も言ってるように、段階をおいてからステップとして、まず施設内の全面禁煙、ここに入らせていただく中で、できるだけ速やかにそういった状況をつくっていききたいという全体の思ひでおります。個人的にもできるだけ努力していききたいと思ひております。

以上です。



○先川議長 答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 これで最後にします。

まあそういうことである程度理解しました。まあしかし、市民から苦情等入るようであれば、もう早目に期限を切るといのは市長お約束していただけますでしょうか。

以上、再度伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ禁煙ということは、全市民が望んだらというたら大うそになるので、喫煙権と禁煙権は私はあると思ってるんですよ。ですから、禁煙権とか喫煙権のどちらも我々見てからバランスよくいかにやいけないんで、将来的には健康のためには全面禁煙ということにしたいですけど、様子を眺めながら議員の御要望にも応えていきたいとかように思いますので、できるだけ早い時期にやりたいということだけはお答えしておきます。

○先川議長 答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 というのは、今そういう答弁いただきましたんで、要は最後になりますけど、従業員、まあ皆さんでは職員になるんですが、職員の健康管理を戦略的に実践する健康経営というのが今経済産業省が企業に促してることもあります。禁煙を呼びかける企業の動きは今後民間で加速していくのに対して、やっぱり公務員である皆さんも、民間の後を追うんでなしに、率先して、民間より先に取り入れて、健康経営、一時期ニコチンをやめると集中力が落ちたりいうのはうたってあります。しかし、今後はやっぱり職員の健康を維持して集中力高めて職務に専念して効率を上げていってもらおう。自分がきょう一番言いたかったのはそこです。本当もう結果出してもらわにやいけん中で、たばこ吸うとる時間ありません。帰って吸うのは自由です。やめてもらえれば一番いいんですが、まあ勤務中だけでも吸わない、そして職務に専念してもらおうというだけで、大分無駄が省けると思いますので、その辺を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、玉重輝吉君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員